

第3章 災害応急対策

大月町地域防災計画（一般対策編）

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧計画

第5章 水防計画

＜本章の構成＞

第1節 組織計画

第2節 動員計画

第3節 予警報等の受領、伝達計画

第4節 災害情報等の収集、報告計画

第5節 災害通信計画

第6節 応援要請計画

第7節 災害広報計画

第8節 消防計画

第9節 避難計画

第10節 要配慮者対策

第11節 被災者台帳の作成

第12節 災害救助計画

第13節 救出計画

第14節 食糧供給計画

第15節 被服等生活必需物資供給計画

第16節 給水計画

第17節 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理計画

第18節 障害物除去計画

第19節 医療救護計画及び保健活動計画

第20節 死体の捜索及び収容・埋葬計画

第21節 防疫活動計画

第22節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

第23節 清掃計画

第24節 道路施設災害対策計画

第25節 交通規制計画

第26節 輸送計画

第27節 労務供給計画

第28節 文教対策計画

第29節 農業対策計画

第30節 義援金品の受付、配分

第31節 自衛隊派遣要請計画

第3章

災害応急対策

<担当班一覧>

節	災害対策本部の担当班
第1節 組織計画	総務第1班
第2節 動員計画	総務第1班、総務第2班
第3節 予警報等の受領、伝達計画	総務第1班
第4節 災害情報等の収集、報告計画	総務第1班
第5節 災害通信計画	総務第1班
第6節 応援要請計画	総務第1班
第7節 災害広報計画	総務第1班
第8節 消防計画	救助班
第9節 避難計画	総務第1班、救助班、救援班、避難所班
第10節 要配慮者対策	総務第1班、保健班、避難所班
第11節 被災者台帳の作成	救援班
第12節 災害救助計画	総務第1班、救援班
第13節 救出計画	救助班
第14節 食糧供給計画	救援班
第15節 被服等生活必需物資供給計画	救援班
第16節 給水計画	水道班
第17節 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理計画	総務第2班、建設班
第18節 障害物除去計画	建設班
第19節 医療救護計画及び保健活動計画	救助班、保健班、救護班
第20節 死体の捜索及び収容・埋葬計画	救助班、治安班、救護班
第21節 防疫活動計画	衛生班
第22節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理	産業班
第23節 清掃計画	建設班、水道班
第24節 道路施設災害対策計画	建設班
第25節 交通規制計画	総務第1班、治安班
第26節 輸送計画	総務第1班、総務第2班、救助班
第27節 労務供給計画	総務第2班、救援班
第28節 文教対策計画	教育班
第29節 農業対策計画	産業班、建設班
第30節 義援金品の受付、配分	救援班
第31節 自衛隊派遣要請計画	総務第1班

第1節 組織計画

災害の発生が予想される時、又は災害が発生したときにおいて、迅速な初動活動体制の確立や、効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平時から防災活動体制の整備、充実に努める。

1. 防災組織

1-1. 大月町防災会議

災害対策基本法第16条及び大月町防災会議条例に基づき、町域に係る防災に関する基本方針の決定並びに町の業務を中心とした町域内の公共的団体その他関係機関の業務を包括する総合的な大月町地域防災計画の作成及びその実施について推進する。

1-2. 大月町災害対策本部

1-2-1. 災害対策本部の設置

災害対策基本法及び大月町災害対策本部条例に基づき地域に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、町長が防災の推進を図る必要があると認める時に、災害対策本部を設置する。

なお、本部長（町長）は、交通、通信途絶の恐れのある場合又は災害が一定地区に限られている場合は、職員を派遣し支部を編成させることができる。

1-2-2. 大月町災害対策本部設置基準

大月町災害対策本部の設置基準は次のとおりである。

- ア. 大雨暴風雨その他の警報が発令され、災害の発生が予想され警戒を必要とするとき。
- イ. 町域に大規模な地震、津波、火災、爆発その他重大な人為的災害が発生し、その必要を認めるとき。
- ウ. 高知県下に津波、暴風、大雨、洪水等の注意報が発令され、その必要があると認めるとき。
- エ. その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は防災の推進を図る必要があると認めるとき。

1-2-3. 災害対策本部の解散

災害対策本部は、町域について、災害の発生するおそれが解消し、又は応急措置を概ね完了したと認めた場合には解散する。

1-2-4. 設置及び解散の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を所掌事項により通知及び公表すると

ともに災害対策本部の標識を庁舎に掲示する。
なお、廃止した場合の通知は設置したときに準じて行う。

1-3. 大月町水防本部

大月町水防本部の組織は、第3章 第2節の配備編成計画表のうち第2配備に基づき編成され、災害対策本部が設置された場合には、同本部に統合される。

2. 災害対策本部の組織及び所掌事項

2-1. 組織及び編成

大月町災害対策本部の組織及び編成は「大月町災害対策本部条例(昭和38年条例第3号)」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

なお、本部編成は毎年4月1日現在をもって必要な修正を行うものとする。

2-1-1. 災害対策本部の組織及び編成

本部の組織は、本来の行政組織を主体に機能的に部・班に編成する。

(1) 本部の組織及び構成

	役職	部名	構成員
大月町災害対策本部	本部長	-	町長
	副本部長	-	副町長、教育長、病院長、消防団長
	事務局	総務部	危機管理室長
	本部員	総務部	総務課長、議会事務局長
		防災部	大月分署長
		治安部	税務課長
		保健衛生部	保健介護課長
		厚生部	町民福祉課長、まちづくり推進課長、会計管理者 特養大月荘園長
		医務部	大月病院事務長
		建設産業部	産業振興課長、建設環境課長
教育部	教育次長		

(2) 各部の編成

部局名	部長	班名	班長	班員
事務局	危機管理室長	総務第1班	危機管理室主監	危機管理室員
総務部	総務課長 議会事務局長	総務第2班	総務課長補佐	総務課員 議会書記
防災部	大月分署長	救助班	大月分署長補佐	大月分署員
治安部	税務課長	治安班	税務課長補佐	税務課員
保健衛生部	保健介護課長	保健班	保健指導係長	保健介護課員
		衛生班	保健介護課長補佐	保健介護課員
厚生部	町民福祉課長 会計管理者 まちづくり推進課長 大月荘園長	救援班	町民福祉課長補佐 まちづくり推進課長補佐	町民福祉課員 まちづくり推進課員
		避難所班		町民福祉課員 出納室員 まちづくり推進課員 特養大月荘員
医務部	大月病院事務長	救護班	事務長補佐	大月病院員
建設産業部	建設環境課長	産業班	産業振興課長	産業振興課員
		建設班	建設環境課長補佐	建設環境課員 土地対策室員
		水道班	水道係長	建設環境課員
教育部	教育委員会次長	教育班	次長補佐	教育委員会事務局員 中央公民館員

(3) 本部員会議

応急対策などの確迅速な防災活動を実施するときの基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定するため、本部員会議を設置する。

(4) 班長

班長は班の中核となり、本部長の指令その他連絡事項を所属の部、班に伝達するとともに、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動に必要な情報をとりまとめて、本部に連絡することを任務とする。

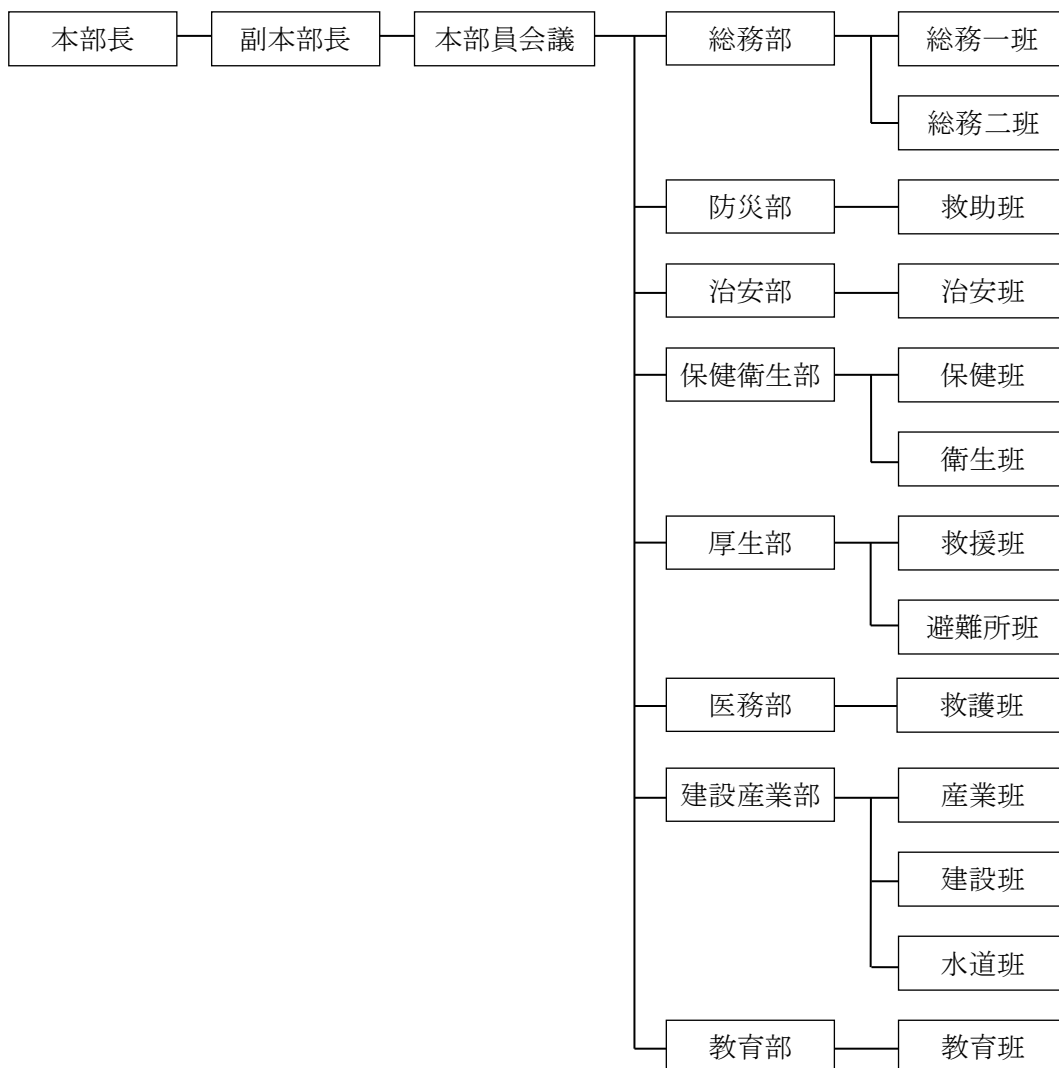
(5) 本部連絡責任者

本町の災害対策に関し、災害情報の提供、救援活動に対する協力等、町民と災害対策本部との密接な連絡を確保するため、本部連絡責任者を置き、班長がこれに当たる。

2-1-2. 組織系統図

(1) 本部内系統図

本部の系統図は次のとおりである。



2-2. 所掌事項

(1) 災害対策本部の所掌事項

部名	班名	所掌事項
総務部	総務第1班 (事務局) 構成員 ・危機管理室	ア. 災害対策本部に関すること イ. 関係機関との連絡調整に関すること ウ. 地区会との連絡調整に関すること エ. 災害の予警報の伝達に関すること オ. 防災行政無線の運用に関すること カ. 非常通信網の確保に関すること キ. 所属部との連絡及び本部情報の通報に関すること ク. 本部会議の開催に関すること ケ. 自衛隊及び関係機関の派遣要請に関すること コ. 応援部隊の受入・調整に関すること サ. 被害状況の情報収集、伝達に関すること シ. 災害即報に関すること ス. 安否情報の提供に関すること セ. 緊急通行車両に関すること ソ. ヘリポートの開設・運営に関すること タ. 災害関係の広報に関すること チ. 避難指示（緊急）・避難勧告の発令に関すること ツ. 報道機関との連絡調整に関すること テ. 被害建築物の応急危険度判定に関すること ト. 避難行動要支援者の避難行動支援に関すること ナ. 災害救助法の適用に関すること ニ. 災害救助法に基づく救助活動の総括調査に関すること ニ. その他災害対策全般に関すること ネ. 部内の応援及び各部の応援

部名	班名	所掌事項
	総務第2班 構成員 ・総務課 ・議会事務局	ア. 職員の動員、派遣に関する事 イ. 災害時の庁舎の管理に関する事 ウ. 各部における災害応急対策の実施情報の把握に関する事 エ. 部門間の総合調整に関する事 オ. 職員用の食料等の確保、供給に関する事 カ. 職員の健康管理に関する事 キ. 町有財産の被害調査と復旧対策に関する事 ク. 町営住宅の災害対策に関する事 ケ. 町営住宅への優先入居に関する事 コ. 応急借り上げ住宅に関する事 ケ. 自動車の配車に関する事 コ. 運送手段の確保に関する事 サ. 交通情報の収集・伝達に関する事 セ. 被災者の住宅確保に関する事 ソ. 応急仮設住宅に関する事 タ. 公用令書の発行に関する事 チ. 労働者の雇上げに関する事 テ. 災害対策経費の算定及び予算に関する事 ト. 被災職員の救済に関する事 テ. 被害見舞者、視察者に関する事 ト. 復旧・復興計画の策定に関する事 テ. 激甚災害法の指定促進に関する事 ト. 災害復旧資金の確保に関する事 ア. 部内の応援及び各部の応援
防災部	救助班 構成員 ・大月分署	ア. 消防職員（団員）の非常召集に関する事 イ. 消防隊の編成並びに出動に関する事 ウ. 消防無線の活用に関する事 エ. 資機材の点検、土のうの準備等に関する事 オ. 消防活動状況の把握、記録に関する事 カ. 緊急消防援助隊等の受け入れ・連絡調整に関する事 キ. 部内の被害状況の情報収集に関する事 ク. 被災者の避難、救助、救護、搬送に関する事 ケ. 現地防災に関する事 コ. 孤立住民等の応急対策（山間部、離島部）に関する事 サ. 危険物等の災害対策に関する事 シ. 行方不明者の捜索及び遺体の搬送に関する事
治安部	治安班 構成員 ・税務課	ア. 部内の被害状況の情報収集に関する事 イ. 交通の制限、整理に関する事 ウ. 災害による徴税の猶予及び減免に関する事 エ. 税務相談に関する事 オ. 警察官に協力した災害時の治安対策に関する事 カ. 人心の安定に関する事

部名	班名	所掌事項
		キ. 死体の収容、埋火葬に関する事 ク. 各部の応援
保健衛生部	保健班 構成員 ・保健介護課	ア. 部内の被害状況の情報収集に関する事 イ. 医療救護所の設置及び運営に関する事 ウ. 保健活動全般に関する事 エ. 要配慮者の対応に関する事 オ. 被災者の健康管理に関する事 カ. 部内の応援及び各部の応援
	衛生班 構成員 ・保健介護課	ア. 災害時における食品衛生に関する事 イ. 被災地の防疫に関する事 ウ. 部内の応援及び各部の応援
厚生部	救援班 構成員 ・町民福祉課 ・出納室 ・まちづくり 推進課	ア. 部内の被害状況の情報収集に関する事 イ. 避難所外避難者の支援に関する事 ウ. 被災者の入浴対策に関する事 エ. 被災者台帳の作成に関する事 オ. 罹災証明の発行に関する事 カ. 救助用物資、生活物資等の確保対策に関する事 キ. 食料品の確保対策に関する事 ク. 燃料等の確保に関する事 ケ. 日本赤十字社高知支部との連携調整に関する事 コ. 炊き出し食料品の配給及び救援物資の支給に関する事 サ. 義援品の募集・受付・配分に関する事 シ. 義援金の受付・配分に関する事 ス. 被災者に対する生活福祉資金及び災害援護資金の融資に関する事 セ. 被災者に対する災害弔慰金及び見舞金に関する事 ソ. 相談窓口の設置に関する事 タ. 被災者生活再建支援法認定事務に関する事 チ. 帰宅困難者対策に関する事 ツ. ボランティア活動に関する連絡調整に関する事 テ. ボランティア活動の支援に関する事 ト. ペットに関する事 ナ. 部内の応援及び各部の応援
	避難所班 構成員 ・町民福祉課 ・特養大月 ・出納室 ・まちづくり 推進課	ア. 避難所の開設に関する事 イ. 避難者の把握に関する事 ウ. 避難所の管理運営に関する事 エ. 入所者の安全及び健康管理に関する事 オ. 要配慮者の特別のニーズへの対応に関する事 カ. 部内の応援及び各部の応援

部名	班名	所掌事項
医務部	救護班 構成員 ・大月病院	ア. 部内の被害状況の情報収集に関する事 イ. 救護病院の開設及び運営に関する事 ウ. 医薬品、衛生材料等の調達保管に関する事 エ. 医師会、医療関係機関との連絡調整に関する事 オ. 被災者の健康管理に関する事 カ. 死体の検案に関する事 キ. 部内の応援及び各部の応援
建設産業部	産業班 構成員 ・産業振興課	ア. 部内の被害状況の情報収集に関する事 イ. 農作物の被害防止に関する事 ウ. 水産物の被害防止に関する事 エ. 観光、商工関係の災害対策に関する事 オ. 農林漁業復興資金に関する事 カ. 中小企業復興資金に関する事 キ. へい死した動物対策に関する事 ク. 部内の応援及び各部の応援
	建設班 構成員 ・建設環境課 ・土地対策室	ア. 部内の被害状況の情報収集に関する事 イ. 道路、橋梁、河川等の災害対策に関する事 ウ. 農地及び農業用施設の災害対策に関する事 エ. 林道・治山施設の災害対策に関する事 オ. 漁港、漁業用施設の災害対策に関する事 カ. 災害対策のための建設業者との連絡調整に関する事 キ. 災害対策用資材の確保に関する事 ク. 公園、緑地、街路樹等の災害対策に関する事 ケ. 急傾斜地、がけくずれ対策に関する事 コ. 災害時の交通網の確保に関する事 サ. 危険箇所のパトロール及び応急対策に関する事 シ. 住居内の障害物の除去に関する事 ス. 住宅の応急修理に関する事 セ. 災害応急対策用地の確保に関する事 ソ. 被災地のごみ及びし尿処理に関する事 タ. 廃棄物の処理対策に関する事 チ. 大気汚染・水質汚濁対策に関する事 ツ. 部内の応援及び各部の応援
	水道班 構成員 ・建設環境課	ア. 水道施設の応急復旧に関する事 イ. 下水道施設の災害対策に関する事 ウ. 被災地の飲料水の保持と供給に関する事 エ. 部内の応援及び各部の応援

部名	班名	所掌事項
教育部	教育班 構成員 ・教育委員会	ア. 部内の被害状況の情報収集に関すること イ. 各種文化施設及び文化財の災害対策に関すること ウ. 学校施設の災害対策に関すること エ. 児童（保育所含む）、生徒の安全確保に関すること オ. 被災職員、児童（保育所含む）及び生徒の健康管理に関すること カ. 教科書・教材等の調達に関すること キ. 臨時休校（園）措置、分散授業、仮校舎計画に関すること ク. 災害時の給食に関すること ケ. 保育・教育場所の確保に関すること コ. 応急教育の実施に関すること サ. 各部の応援

※各部・班の任務はこの表のとおりとするが、事務の繁忙性を考慮し、随時各部班の事務を応援する。

※各班に係を置く必要があると認める場合は、部長若しくは班長からあらかじめ責任者として指命しておくものとする。

※各部長に事故があるときは、本部員協議の上本部長が代替者を指名する。

※本表に定めがない事項等で必要があるものについては、本部長がその都度指示を行う。

※各部の職員は自分の所掌事項を充分把握し、動員発令によりいつでも活動できるよう体制を整えておく。

(2) 地区会の所管事項

各地区会の所管事項は次のとおりである。

	所掌事項
大月町地区会	ア. 災害対策本部命令の受領 イ. 周知事項の伝達 ウ. 災害状況の本部への報告 エ. 災害防圧 オ. 避難誘導 カ. 被災者救助等

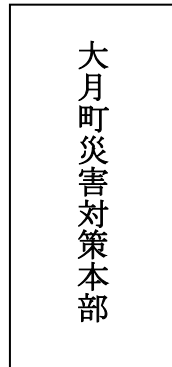
(3) 本部連絡責任者の所掌事項

所属部	所属班	連絡責任者	所掌事項
総務部	総務第1班 ・総務第2班	各部の班長が これに当たる	総括、総務部に関すること 職員の動員派遣に関すること
防災部	救助班	〃	防災部に関する事項の連絡
治安部	治安班	〃	治安部に関する事項の連絡
厚生部	救援班・避難所班	〃	厚生部に関する事項の連絡
保健衛生部	衛生班・保健班	〃	保健衛生部に関する事項の連絡
医務部	救護班	〃	医務部に関する事項の連絡
建設産業部	建設班・水道班	〃	建設産業部に関する事項の連絡
教育部	教育班	〃	教育部に関する事項の連絡

2-3. 災害対策本部の標識等

(1) 標識板

災害対策本部設置を示すために下図の標識板を掲示する。



(2) 腕章

本部長、副本部長及び、その他の職員は災害応急活動に従事するときは下図に示す腕章を着用するものとする。

本部長用	副本部長用	部長用
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 大 月 町 本 部 長 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 大 月 町 副 本 部 長 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 大 月 町 部 長 </div> ※部の名称を入れる
班長用	その他班員用	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 大月町 部 班 長 </div> ※各部、班の名称を入れる ※副班長は副を入れる	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 大 月 町 </div>	

(3) 災害対策本部旗及び車両旗

災害応急活動を実施する場合に使用する「災害対策本部旗」及び各車両旗は次図のとおりとする。

本部旗	車両旗
大 月 町 災 害 対 策 本 部	大月町災害対策本部 緊 急 車 両

3. 地区自主防災組織等の組織及び所掌事項

3-1. 自主防災組織等の組織

(1) 防災会

防災会の組織			
平山防災会	姫ノ井防災会	才角防災会	成畑防災会
古満目防災会	西泊防災会	春遠防災会	芝防災会
柏島防災会	檜ノ浦防災会	清王防災会	本田防災会
一切防災会	赤泊防災会	銚土防災会	郷防災会
安満地防災会	頭集防災会	本村防災会	亀尾防災会
橘浦防災会	大浦防災会	内平防災会	長沢防災会
泊浦防災会	周防形防災会	馬路防災会	笠木防災会
小才角防災会	龍ヶ迫防災会	田城防災会	大駄場防災会
添ノ川防災会	月ヶ丘防災会	唐岩防災会	

(2) 女性防火クラブ連絡協議会

女性防火クラブの組織		
橘浦女性防火クラブ	西泊女性防火クラブ	泊浦女性防火クラブ
弘見女性防火クラブ	檜ノ浦女性防火クラブ	姫ノ井女性防火クラブ
頭集女性防火クラブ	柏島女性防火クラブ	周防形女性防火クラブ
小才角女性防火クラブ	安満地女性防火クラブ	

3-2. 自主防災組織等の所掌事項

防災会	女性防火クラブ連絡協議会
ア. 防災組織の編成及び任務分担に関する こと。 イ. 防災知識の啓発に関する こと。 ウ. 防災訓練の実施に関する こと。 エ. 情報の収集、伝達に関する こと。 オ. 出火の防止、初期消火に関する こと。 カ. 救出、救護に関する こと。 キ. 避難誘導に関する こと。 ク. 給食、給水に関する こと。	ケ. 地区内災害対策全般に関する こと。 コ. 女性防火クラブ内の連絡調整に 関する こと。 サ. 地区内における災害対策の指 導、連絡に 関する こと。 シ. 災害対策本部に対する職員の 動員派遣 に関する こと。 ス. 災害予報及び被害情報に関 する こと。 セ. 罹災者の救護に関する こと。 ソ. 被害状況調査、集計に関 する こと。 タ. その他災害対策本部が行う 災害対策 への協 力に関 する こと。

4. 民間団体の組織及び所掌事項

4-1. 民間団体の組織

(1) 婦人会の組織

名称	団数	可動人員	備考
婦人会(日赤奉仕団)	13	346	町内全部より動員する場合

※H26. 4. 1 現在

4-2. 民間団体の所掌事項

(1) 婦人会の所掌事項

	所掌事項
婦人会 (日赤奉仕団)	ア. 災害現場における応急手当と患者の搬出 イ. 救護所の設置に必要な準備 ウ. 救護所内における手当 エ. 患者の世話 オ. その他救助活動に必要な協力・奉仕等 カ. 防疫活動

5. 国、県、他市町村の防災組織〔参考〕

組織名称及び根拠条文	概要
中央防災会議 (災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第11条及び第12条関係)	<p>ア. 内閣総理大臣は、非常災害対策本部の設置については中央防災会議に諮問することを要しないこととしたこと。</p> <p>イ. 中央防災会議の委員は、国务大臣及び学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命することとしたこと。</p>
都道府県及び市町村の災害対策本部 (法第23条関係)	<p>ア. 都道府県知事又は市町村長は、災害対策本部の設置については地方防災会議の意見をきくことを要しないこととしたこと。</p> <p>ウ. 都道府県知事又は市町村長は、災害対策本部に、現地災害対策本部を置くことができることとしたこと。</p>
非常災害対策本部 (法第24条、第25条及び第28条関係)	<p>ア. 内閣総理大臣は、非常災害対策本部を設置するに当たり、閣議を経ることを要しないこととしたこと。</p> <p>イ. 非常災害対策本部に、非常災害現地対策本部を置くことができることとしたこと。</p> <p>ウ. 非常災害現地対策本部の設置及び組織に関し必要な事項並びに非常災害対策本部長の非常災害現地対策本部長に対する権限の委任について定めたこと。</p>
緊急災害対策本部 (法第28条の2～第28条の6、第107条及び第108条関係)	<p>ア. 災害緊急事態の布告がなくとも、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣が閣議にかけて緊急災害対策本部を設置することができることとしたこと。</p> <p>イ. 緊急災害対策本部長は、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国务大臣)をもって充てることとしたこと。</p> <p>ウ. 緊急災害対策本部員は、緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外のすべての国务大臣並びに国务大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てることとしたこと。</p> <p>エ. 緊急災害対策本部に、閣議にかけて緊急災害現地対策本部を置くことができることとしたこと。</p> <p>オ. 緊急災害対策本部長が、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときにその必要な限度において必要な指示をすることができる対象に、関係指定行政機関の長等を追加したこと。</p> <p>カ. 緊急災害現地対策本部長に対し、緊急災害対策本部長の権限の一部を委任することができることとしたこと。</p> <p>キ. 災害緊急事態における緊急災害対策本部の設置について定めたこと。</p> <p>ク. その他緊急災害対策本部に関し所要の事項を定めたこと。</p>

第2節 動員計画

動員計画は、災害の発生が予想され、又は発生した場合災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための必要な人員を動員配備する計画である。

1. 担当

総務部とする。

2. 配備区分及び配備基準

災害対策本部は、災害の種類・規模等を勘案し、所属の部班に対し次の基準により必要な職員の配備体制をとらせる。

配備区分	状況	備考
第1配備 (準備体制)	大雨警報、洪水警報又は津波注意報が発表されたとき	
第2配備 (警戒体制)	災害の発生が予想され、災害対策本部の設置を検討する必要があるとき	水防本部 設置
第3配備 (非常体制)	災害が発生、又は大規模な災害の発生が予想され、避難所開設等の災害対応の必要が生じたとき	災害対策 本部設置
第4配備 (緊急非常体制)	大規模な災害が発生し、又は発生が免れないと予想される場合で、全職員をもつての災害対応を必要とするとき	〃

3. 配備編成計画

3-1. 災害対策本部の配備編成計画

(1) 配備編成計画の作成手順

次の手順により動員計画を作成する。

- ア. 配備体制ごとに必要な実施事項を整理する。
- イ. 配備体制ごとの実施事項を円滑に行うために必要な動員数を決定する。
- ウ. 動員計画を作成し、該当職員に職務分掌を周知する。

(2) 配備人員の考え方

各配備区分における配備人員の考え方は次のとおりである。

配備区分	配備人員の考え方
第1 配備 (準備体制)	少数の人員により情報収集活動を行うとともに、第2 配備に移行できる体制
第2 配備 (警戒体制)	災害対策本部設置に即応できるよう、各部長及び所属部の最小限の職員とし、状況により速やかに第3 配備に移行できる体制
第3 配備 (非常体制)	避難所開設等の災害対応を行うための必要人員を確保し、いつでも第4 配備に移行できる体制
第4 配備 (緊急非常体制)	全職員を配備し、直ちに災害応急対策活動を行うことができる体制

(3) 大月町災害対策本部災害配備編成計画表

災害配備編成計画表は概ね次のとおりである。

なお、配備職員については、次に示す配備人員の考え方に基づいて、各部において指名し、動員発令により配備ができ得るよう配備体制を整えておくものとする。

部	班	第1配備			第2配備			第3配備			第4配備				
		役職名	配備人数	累加人数	役職名	配備人数	累加人数	役職名	配備人数	累加人数	役職名	配備人数	累加人数		
総務部	総務第1班 (総務課危機管理室)	危機管理室長	1	4	-		4	-		4	-		4		
		危機管理課主監	1												
		危機管理室員	2												
		合計	4	合計	0	合計	0	合計	0						
(総務課) (議会事務局)	総務第2班 (議会事務局)	総務課長	1	1	議会事務局長	1	3	財政係長	1	8	-		8		
					総務課長補佐	1		財政係	1						
								総務係	2						
								議会書記	1						
合計	1	合計	2	合計	5	合計	0								
防災部	救助班	分署長	1	1	分署長補佐	1	4	副分隊長	2	17	-		17		
					分隊長	2		司令補	1						
								士長	2						
								副士長	1						
合計	1	合計	3	合計	13	合計	0								
治安部 (税務課)	治安班	-		0	税務課長	1	1	税務係長補佐	1	2	税務係	4	7		
		合計	0		合計	1		合計	1		収納係	1			
保健衛生部	保健班	-		0	保健介護課長	1	1	保健指導係長	1	2	保健衛生係	2	7		
		合計	0		合計	1		合計	1		保健指導係	3			
	衛生班 (保健介護課)	-		0	保健介護課長補佐	1	1	地域包括支援係長	1	2	介護保険係	2	6		
		合計	0		合計	1		合計	1		地域包括支援係	2			
厚生部	救護班 (町民福祉課) (まちづくり推進課) (出納室)	-		0	町民福祉課長	1	3	福祉係長	1	5	保険係	3	11		
					会計管理者	1		住民係長	1		住民係	1			
					まちづくり推進課長	1		合計	2		企画政策係	2			
		合計	0		合計	3		合計	2		合計	6			
厚生部	避難所班 (町民福祉課) (まちづくり推進課) (出納室)	-		0	町民福祉課長補佐	1	2	商工観光係長	1	5	商工観光係	1	8		
					まちづくり推進課長補佐	1		福祉係	2		出納係	2			
					合計	2		合計	3		合計	3			
		合計	0		合計	2		合計	3		合計	3			
医務部	救護班	-			大月病院長	1	3	総務係兼医事係	1	6	-		6		
					大月病院事務長	1		医師	2						
					看護師長	1		合計	3					合計	0
		合計			合計	3		合計	3					合計	0
建設産業部	産業班 (産業振興課)	-		0	産業振興課長	1	2	農林振興係長	1	3	農林振興係	2	7		
					産業振興課長補佐	1		水産振興係	1						
					合計	2		合計	1		専門員	1			
		合計	0		合計	2		合計	1		合計	4			
建設産業部	建設班 (建設環境課)	建設環境課長	1	1	土地対策室長	1	3	土木係	1	9	土地対策室員	2	11		
					建設環境課長補佐	1		技術係	4						
					合計	2		生活環境係	1						
		合計	1		合計	2		合計	6		合計	2			
(産業振興課)	水道班 (建設環境課)	-		0	水道係長	1	1	水道係	1	2	-		2		
		合計	0		合計	1		合計	1		合計	0			
教育部	教育班 (教育委員会) (中央公民館)	-		0	教育次長	1	1	次長補佐	1	3	学校教育係	1	7		
								学校教育係長	1		社会教育係	2			
					合計	1		合計	2		公民館総務係	1			
		合計	0		合計	1		合計	2		合計	4			
総計			7	7		22	29		39	68		33	101		

(4) 職員の待機

動員が指令された場合においては、総務部長(総務課長)は関係各部の長と協議し、待機人員の範囲等必要な調整を行う。

なお、職員の待機に関する留意事項は次のとおりである。

- ア. 関係職員の本庁内における待機は原則として執務時間を限度とするが、情勢によりその必要が認められる場合は、町長(本部長)の指示により執務時間外においても本庁内に待機させることができる。
- イ. 配備職員は執務時間以後その住居等において待機する場合においても本部からの指示に直ちに応ずる事ができる体制を整え、第1 配備指令が発せられた場合は、配備職員以外の全職員においても動員命令にいつでも応ずる事ができるよう体制を整えておくものとする。

(5) 配備編成計画表の修正

- ア. 本編成表は毎年4月1日現在をもって必要な修正を行うものとする。
- ウ. 本表の人員は「2. 配備区分」における配備基準に基づき各部の長が協議のうえ修正を行うものとする。

3-2. 宿直配備編成計画

宿直は、危機管理室職員及び必要部の部長又は部長に指名された職員とする。

4. 動員の配備及び伝達方法

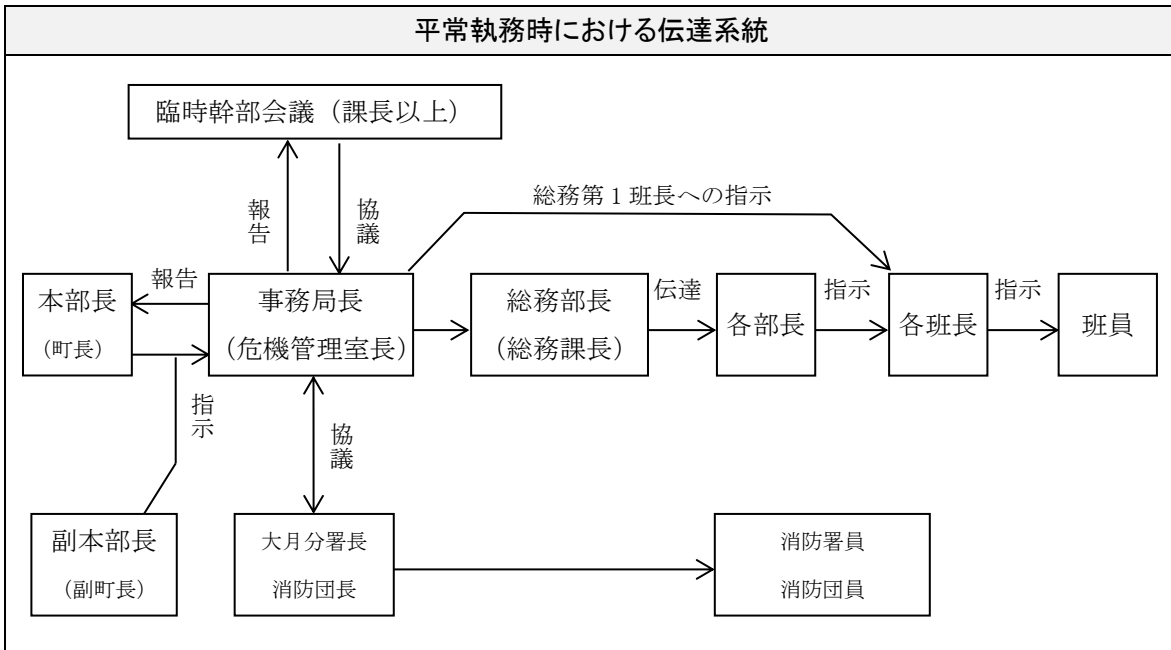
動員は、予想され、又は発生した災害の種類、規模等を勘案し、上記配備区分により災害対策本部設置前には町長、設置後には本部長の指令によって行うものとする。

なお、動員が指令された場合は、庁内に配備区分を掲示するとともに、次の機関に連絡し、緊密な連絡体制を整えるものとする。

動員が指令された場合の連絡先機関	
高知県	幡多土木事務所宿毛事務所
幡多西部消防組合大月分署	NTT 西日本高知支店
消防団本部	四国電力中村支店宿毛営業所
宿毛警察署	宿毛海上保安署

4-1. 平常執務時の伝達方法

気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合、その大小により臨時幹部会議等を開催し、配備区分に従い諸般の配備体制をとるものとする。



4-2. 休日又は退庁後の伝達方法

(1) 休日又は退庁後における各班員の連絡方法

各部班においては、それぞれの実情に即した招集の方法を定めておくものとし、その所掌事務が災害に関係がある職員は常に自己の所在を明らかにするよう心掛ける。

(2) 当直者による非常伝達

当直者は、次の情報を察知したときは直ちに危機管理室長に連絡する。

危機管理室長は、当直者より連絡を受けた場合は町長に連絡して指示を受け、必要に応じ関係部の長の登庁を求め、情勢を検討して関係職員の招集の措置をとる。

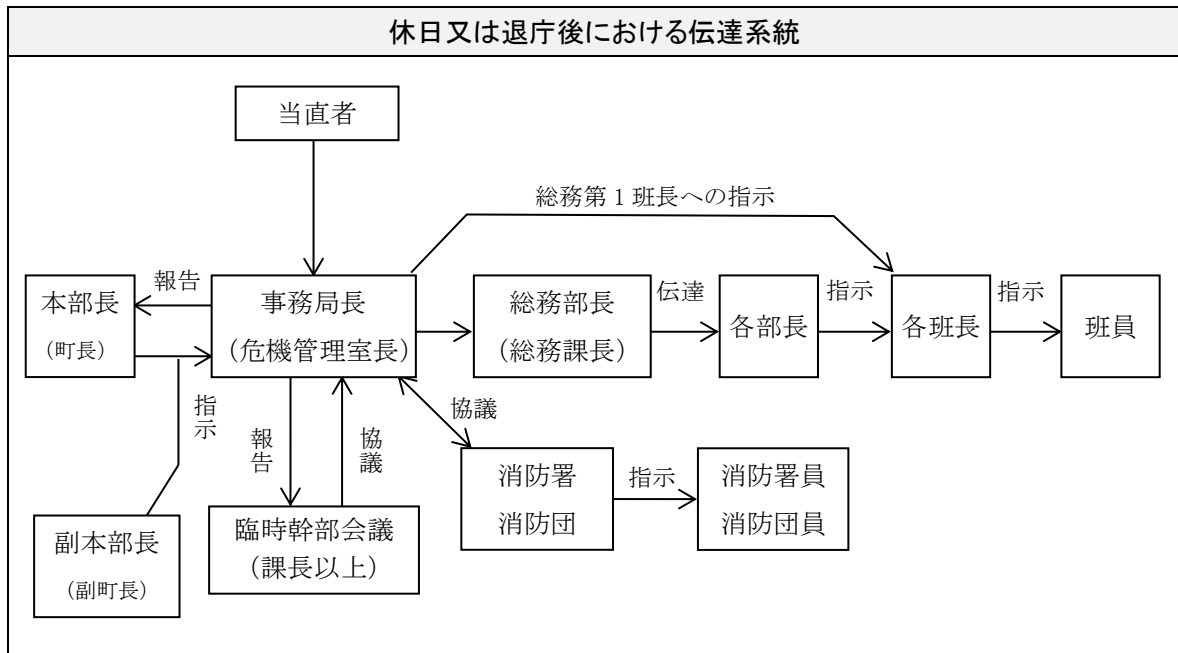
- ア. 災害の発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら自覚し緊急措置を実施する必要があると認められるとき
- イ. 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があるとき
- ウ. 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき

(3) 非常招集範囲

非常招集は原則として本庁所在地周辺に居住し、登庁の便宜を有する者を中心に行い、招集範囲の拡大に伴い順次遠距離在住者に及ぶものとする。

(4) 伝達方法

非常招集の連絡は職員参集システムにより行う。また、状況に応じて、電話、携帯電話、携帯メール、広報車等により伝達を行う。



4-3. 職員の招集、出動

(1) 招集

各部長、班長は、配備命令を受け、また配備体制をとる必要があると認めたときは直ちに防災体制の配備区分並びに編成に従い、それぞれの班員を招集し、防災活動に支障をきたさないようにする。

(2) 防災業務の遂行

本部長からの出動の命を受けた各部長、各班長は、あらかじめ状況に応じて定めた体制により、班員を指揮して防災業務を遂行する。

4-4. 配備に対する職員の心構え(職員の非常登庁)

- ア. 職員はあらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておく。
- イ. 職員は災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ、テレビの聴視、所属の連絡責任者、危機管理室等への電話照会等の方法によるほか自ら工夫してその災害の状況、各種予警報の発表、配備命令等を知るように努める。
- ウ. 職員は災害が発生し、又は災害が発生するおそれが強いときは各種予警報の発表や配備命令がない場合であっても状況によっては所属長と連絡をとってすすんでその指揮下に入るように努め、又は自らの判断で速やかに部署に参集し防災活動に従

事する。

- エ. 万一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても定められた配備部署につくことが不可能な場合は、通信連絡により所属長又は本部の指示を受ける。
- オ. 通信連絡により所属長等の指示を受けることが不可能な場合は、自己の居住する地区に参集し、防災活動に従事する。

4-5. 警戒、出動等について連絡すべき幹部要員

警戒、出動等について連絡すべき幹部要員は【資料 17 警戒、出動等について連絡すべき幹部要員】参照

5. 意思決定権者代理順位

対策本部設置の決定及び動員の伝達に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定等を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の意思決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は可及的速やかに所定の意思決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

区分	意思決定権者 (動員の伝達者)	意思決定権者等の代理順位		
		第1位	第2位	第3位
災害対策本部 の設置	町長	副町長	教育長	総務課長
動員の伝達	総務課長	危機管理室長	総務課長補佐	危機管理室主監
同上	各部長	各班長	以下役職順	

第3節 予警報等の受領、伝達計画

気象、水防、地震、津波、火災等に関する予警報及び災害情報は、災害応急対策の万全を図るうえで欠くことのできないものであり、その受領、伝達を迅速、的確に行うため、気象情報等の種類及びその伝達系統について定める。

1. 実施責任者

危機管理室とする。

なお、気象台、その他関係機関の発する予警報は、災害対策本部が設置されているときは本部が、その他の場合は危機管理室あるいは当直者が受領し、内容に応じた適切な措置をとる。

2. 防災気象情報の種類

2-1. 気象警報・注意報等

(1) 気象警報、注意報等の種類

高知地方気象台は、大雨等の気象現象によって災害が起こる可能性がある場合において、警報、注意報等を発令する。それぞれの定義及び発令される情報の種類は次のとおりである。

区分	定義	発令される情報
注意報	県内のいずれかの市町村において災害が起こるおそれがある場合に、一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表される	風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着氷（雪）注意報・霜注意報・低温注意報、高潮注意報、波浪注意報、洪水注意報、なだれ注意報
警報	県内のいずれかの市町村において重大な災害が起こるおそれがある場合に、一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表される	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報・高潮警報・波浪警報・洪水警報
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、一般及び関係機関に対して最大限の警戒を呼び掛けるために発表される	暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報
気象情報	気象等の予報に係りのある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・速やかに発表される	四国地方気象情報・高知県気象情報・高知県記録的短時間大雨情報

(2) 気象警報、注意報等の発令基準

注意報、警報、特別警報の発令には、それぞれ地域ごとに発令基準が設けられている。
(発令基準の詳細は【資料14 気象台で発表する注意報・警報の種類とその基準】参照)
ただし、高知地方気象台及び県は、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発令基準の引下げを実施する。

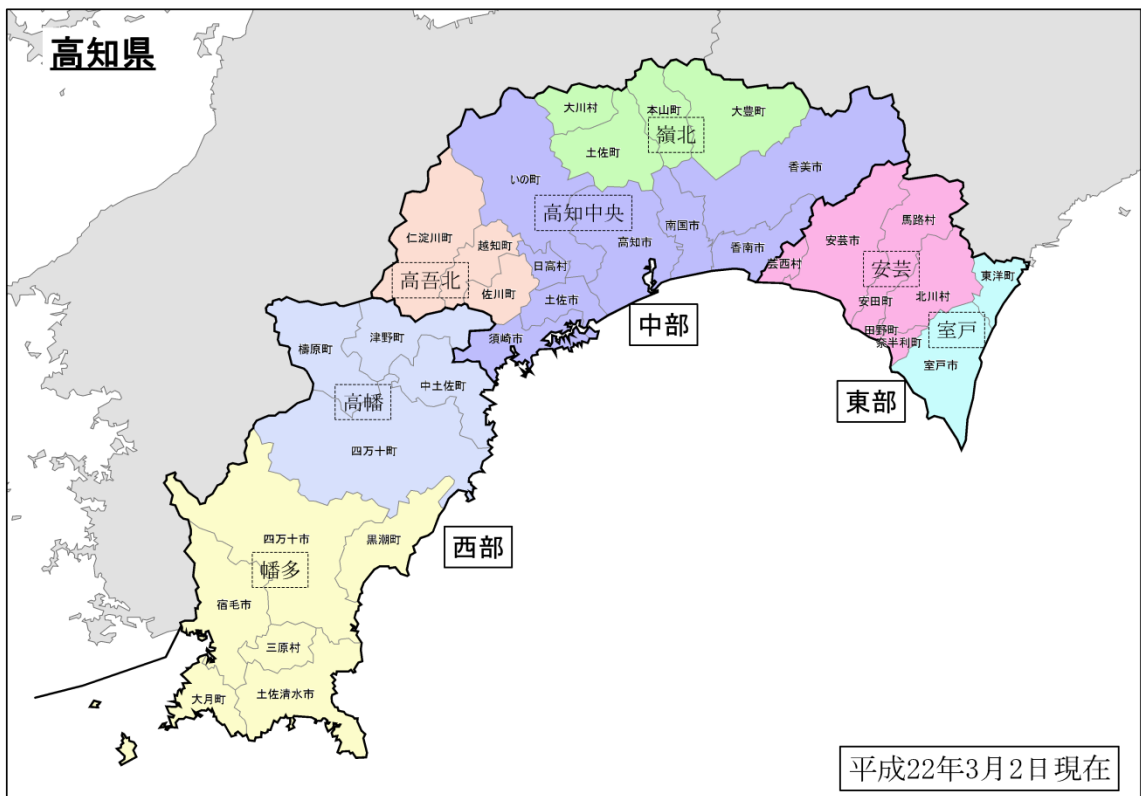
(3) 気象警報、注意報等発令の地域細分

警報や注意報は、二次細分区域単位で発表される。

ここで、二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域であり、市町村を原則とするが、一部地域では市町村を分割して設定している場合がある。

なお、テレビやラジオ等で警報、注意報等が放送される際には、市町村をまとめた地域が利用される場合がある。なお、町の該当する地域は「幡多地域」となる。

<気象警報、注意報等発令における地域細分>



出典：気象庁 HP「警報・注意報や天気予報の発表区域」 (H22.3時点)

2-2. 土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報

2-2-1. 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報とは

大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生危険度が非常に高まったときに、町長が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。なお、土砂災害警戒情報が通知された場合の処置は、別に定める「大月町土砂災害警戒避難体制の整備」によるものとする。

(2) 土砂災害警戒情報の利用上の留意点

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

(3) 土砂災害警戒情報の発表例(新潟県の例)

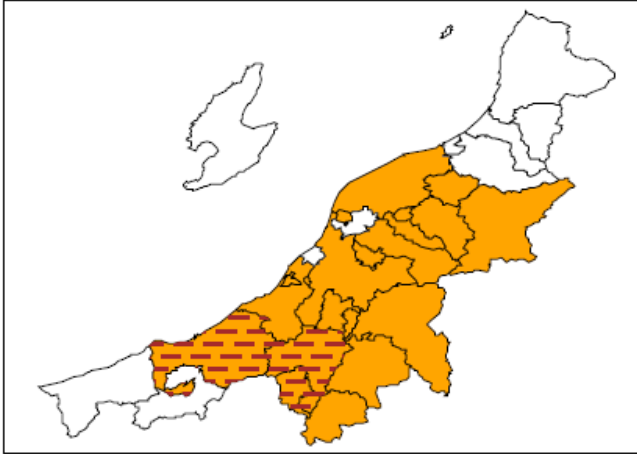
新潟県土砂災害警戒情報 第21号

平成23年7月29日 21時15分
新潟県 新潟地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】
新潟市 長岡市 三条市 柏崎市 小千谷市 加茂市 十日町市 見附市 五泉市
上越市 阿賀野市 魚沼市 南魚沼市 弥彦村 田上町 阿賀町 湯沢町*
津南町 刈羽村*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
〈概況〉
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
〈とるべき措置〉
崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。



警戒対象地域

地震影響域

問い合わせ先
025-280-5424 (新潟県土木部砂防課)
025-244-1701 (新潟地方気象台観測予報課)

資料：気象庁 HP

2-2-2. 土砂災害警戒判定メッシュ情報

(1) 土砂災害警戒判定メッシュ情報とは

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を5km四方の領域(メッシュ)毎に階級表示した情報で、分布図で表示したものであり、各5kmメッシュについて、解析時刻、1時間先予測、2時間先予測の中で、最大の土砂災害警戒判定値を10分毎に更新している。

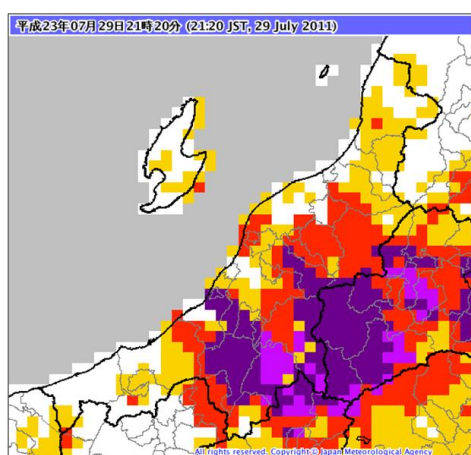
土砂災害警戒情報と大雨警報(土砂災害)、大雨注意報は、市町村、あるいは市町村をいくつか分割した領域を単位として発表しているが、土砂災害警戒判定メッシュ情報により、その領域内の土砂災害発生の危険度の高い地域をおおよそ把握することができる。

(2) 土砂災害警戒判定メッシュ情報の利用上の留意点

土砂災害警戒判定メッシュ情報の利用にあたっては、次の点に留意が必要である。

- ア. 土砂災害警戒情報と大雨警報(土砂災害)・大雨注意報は、気象状況等を総合的に判断して発表するため、これらの発表状況と土砂災害警戒判定メッシュ情報とは、整合しない場合がある。
- イ. 土砂災害警戒判定メッシュ情報は、雨量に基づいて土砂災害発生の危険度を判定したもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではないため、個別の災害発生場所・時間・規模等を特定することはできない。
- ウ. 利用にあたっては、該当する5kmメッシュの周辺の危険度も参考にするなど、警戒エリアの面的な広がりにも着目する必要がある。また、土砂災害警戒判定メッシュ情報のみに依るのではなく、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所なども合せて、総合的に判断する必要がある。

(3) 土砂災害警戒判定メッシュ情報の発表例(新潟県の例)



資料：気象庁HP

2-2-3. 土砂災害緊急情報

土砂災害緊急情報が通知された場合の処置については、別に定める「大月町土砂災害警戒避難体制の整備」によるものとする。

2-3. 台風説明会

高知地方気象台は台風、大雨等により災害の発生が予想される場合、気象説明会を開催する。

2-4. 火災気象通報

(1) 火災気象通報とは

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに都道府県知事に対して行われる通報で、市町村長が発令する火災警報の基礎となる。

知事はこの通報を受けたときは、ただちにこれを町長に通報する。

(2) 火災気象通報の基準

火災気象通報の基準は次のとおりである。

ア. 実効湿度が60%以下でかつ最小湿度が40%以下、最大風速7m/s以上の風が吹くと予想される場合

イ. 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹くと予想される場合

※ただし、降雨・降雪中は通報しないことがある。

3. 気象警報等の伝達

(1) 町への伝達

気象台から通報を受けた県は、防災行政無線システムの電話、FAXにより、速やかに市町村、消防本部、県の出先機関及び自衛隊等に伝達する。

なお、市町村、消防本部、関係県出先機関には、総合防災情報システムにより、自動的に配信される。

(2) 住民への伝達

町は、本計画に基づき、伝達手段の多重化、多様化を図り、防災行政無線、広報車、告知端末（情報通信基盤施設）、携帯電話（緊急速報メール）などを利用し、住民に対して警報等を伝達する。

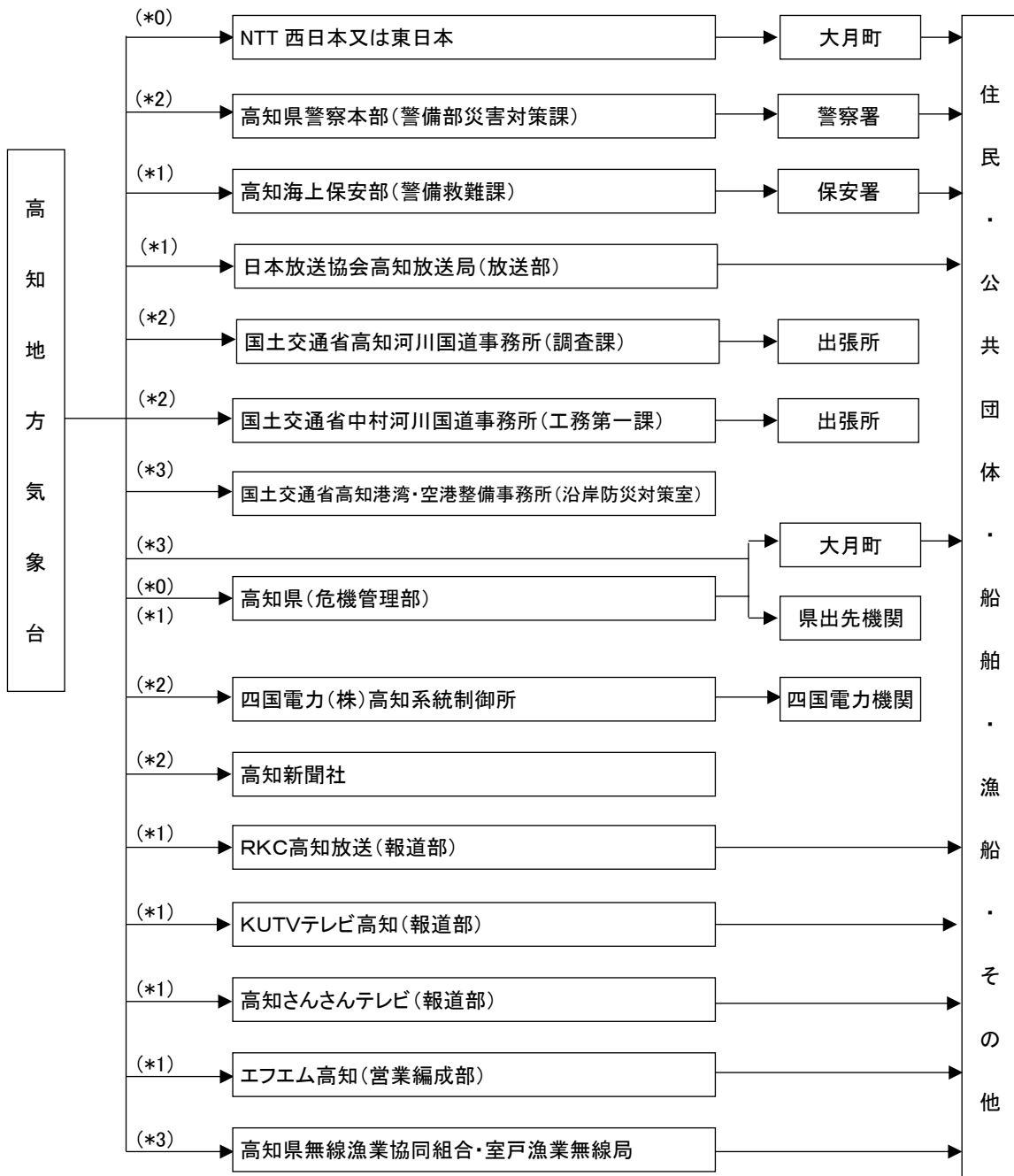
なお、自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知図るものとし、要配慮者への周知については特に配慮する。

(3) 気象警報等の伝達系統

1) 高知地方気象台からの伝達系統

高知地方気象台から発表された気象警報等の通報系統・通報責任者は次のとおりである。

気象警報等の伝達系統

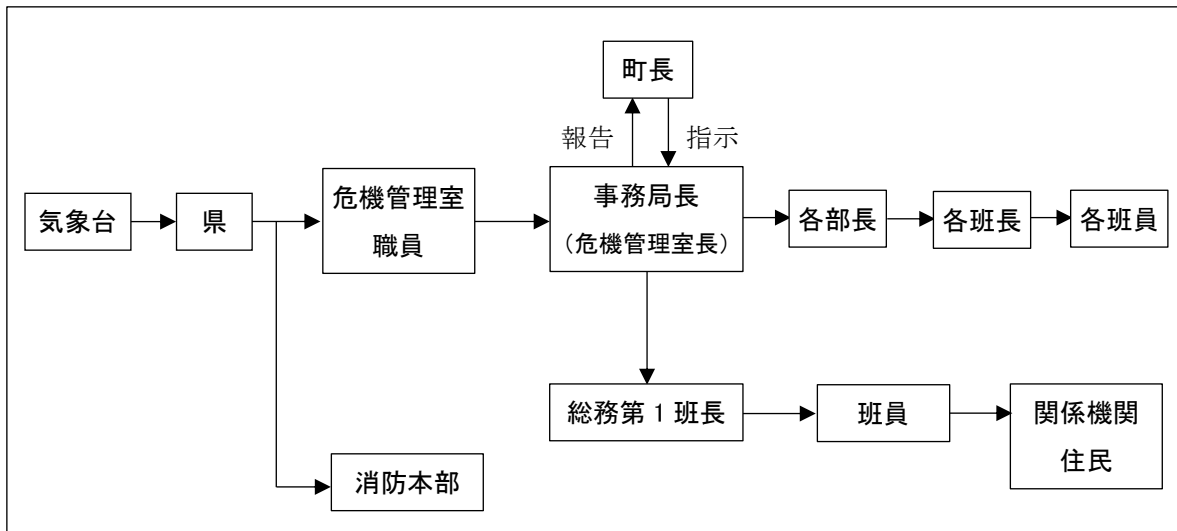


- *0:専用線アデス、加入電話 FAX
- *1:専用線防災情報提供システム、加入電話、FAX、防災行政無線
- *2:専用線防災情報提供システム、加入電話、FAX
- *3:インターネット防災情報提供システム

2) 庁内伝達系統

町は、次の要領で防災気象情報の伝達を行う。

- ア. 気象台が発表する気象予報、警報等は、知事から県防災行政無線等を用いて町（危機管理室）に伝達される。
- イ. 気象予報、警報や異常現象の伝達を受けた職員は、直ちに事務局長（危機管理室長）に報告する。事務局長は本部長（町長）の指示を受けるとともに、対策本部を設置する場合はその指示等を各部長に伝達する。
- ウ. 各部長不在の場合は、それぞれ代理者がその任務を代行する。
- エ. 関係機関への連絡は、原則として電話、衛星携帯電話等にて行い、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者（あるいは責任者の指定した者）とする。
- オ. 総務第1班は、住民に広くかつ早急に伝達する必要がある場合には、町防災行政無線又は広報車等による広報を行う。時間的余裕のない場合は臨機応変に対処し、経過を速やかに上司に報告する。



第4節 災害情報等の収集、報告計画

災害発生時には、町、県等の防災関係機関が相互に連携し、被害情報を早期に収集して被害規模の把握に努める。

また、応急対策の実施に必要な情報を他の防災関係機関等に伝達する。

1. 実施責任者

危機管理室(総務部)とする。

2. 災害情報の収集・伝達

2-1. 災害情報の収集

総務課は、次の要領により災害情報の収集を行う。

なお、災害現地の状況については、可能な限り写真等の情報を収集するものとする。

- ア. 消防機関からの報告
- イ. 発見者からの通報
- ウ. 警察署からの情報入手
- エ. 自治会(自主防災組織を含む)及び区長からの情報入手
- オ. 防災関係機関からの情報入手
- カ. 各出先機関からの報告及び災害現地への職員派遣
- キ. 勤務時間外にあっては、職員の登庁途上での目視

2-2. 土砂災害警戒活動

土砂災害の警戒のため、次の活動を行う。

- ア. 危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- イ. 必要に応じて警戒活動の実施区域の設定を行う。

2-3. 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長、警察官、海上保安官に通報する。(災害対策基本法第54条)

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報する。

また町長は、必要に応じ高知地方気象台、県(危機管理・防災課)及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図る。

【異常現象の例】

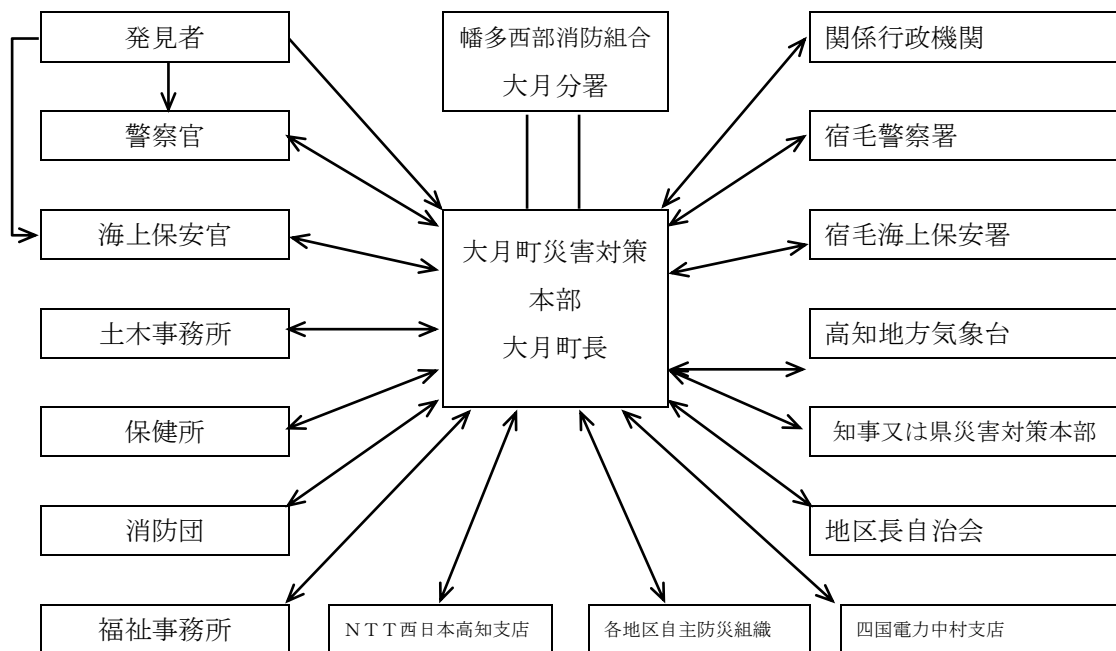
災害種別	異常現象の例
水害（河川、海岸、ため池等）	ア. 堤防の亀裂又は欠け・崩れ イ. 堤防からの溢水など
土砂災害・山地災害	ア. 山鳴り イ. 降雨時の河川水位の低下や濁り、流木の混在 ウ. 地面のひびわれ エ. 沢や井戸水の濁り オ. 斜面からの水の吹き出し カ. わき水の濁り又は量の変化 キ. がけの亀裂 ク. 小石の落下など
異常気象現象	ア. 異常潮位 イ. 異常波浪 ウ. 竜巻など異常な気象現象など

2-4. 情報の伝達

危機管理室は、入手した災害情報について町長に報告するとともに、県及び関係機関に対して伝達を行う。

2-5. 情報の伝達系統

災害情報の伝達系統は次のとおりである。



2-6. 通報の受領

通報受領電話の番号及び時間帯別の受領担当者は次のとおりである。

○通報受領電話番号:0880-73-1140		
区分	時間帯・配備区分等	通報受領担当者
災害対策本部設置前 (通常勤務体制)	【平日】 8:30~17:15	危機管理室
	【平日】 17:16~8:29	宿直
	【休日】	日直
災害対策本部設置後 (24時間勤務体制)	第1配備	危機管理室
	第2配備	災害対策本部(総務部)
	第3配備	災害対策本部(総務部)
	第4配備	災害対策本部(総務部)

3. 災害調査員

3-1. 災害に関する調査

台風や豪雨により激甚な災害が発生した場合、災害直後に被害報告を正確に捕えることは困難である。しかしながら、状況によっては、早急に応急対策を講じ、迅速適切な災害復旧を図るために、それぞれの災害復旧事業項目に従って、被害報告を迅速かつ的確に行う必要がある。

このような状況においては、災害調査員を編成し、被害状況の調査を行う。

3-2. 災害調査員の編成

次に示す津波浸水想定地区ごとに各2名、その他地区ごとに各1名、合計43名の災害調査員を定める。

災害調査員配置地区					
津波浸水想定地区	頭集	才角	その他地区	芝、本田	馬路、添ノ川
	平山	大浦、月ヶ丘		郷、亀尾	
	古満目	赤泊		長沢、地吉	
	柏島	西泊		成畑、笠木	
	一切	檜ノ浦		田城、本村	
	安満地	周防形		大駄場、内平	
	橘浦			鉾土	
	泊浦			清王	
	竜ヶ迫、白浜			姫ノ井、唐岩	
	小才角			春遠	

※災害調査員の編成は災害の状況によって変更することがある。

※災害調査員は短時間で災害状況を把握する任務を持ち、交通路の確保に全力を注ぐ必要があるため、必要に応じて関係機関に要請するものとする。

3-3. 調査結果の伝達

災害調査員による調査結果は、危機管理室に集約する。

4. 被害状況報告

災害が発生した場合、知事に対して被害状況報告を行う。(災害対策基本法第53条)

なお、県は、自らの対策実施状況及び各市町村による被害状況報告の情報を「高知県総合防災情報システム」及び防災行政無線システム等により市町村等と共有するほか、必要に応じ防災関係機関に伝達する。

4-1. 報告の種類及び内容

被害状況報告の種類及び内容は次のとおりである。

なお、災害発生以前においても災害対策本部を設置したとき、若しくは災害の発生が免れないと予想される時は、災害の発生を待たずにその概要を報告する。

報告の種類	報告の内容
概況報告	<p>被害が発生したとき直ちに次の事項について行う。</p> <p>ア. 災害発生の日時</p> <p>イ. 災害発生の場所</p> <p>ウ. 災害の種別</p> <p>エ. 災害の原因及びその経過の概要</p> <p>オ. 被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 ・住居被害 ・ライフラインの被害状況 <p>カ. 応急対策の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援の必要性 ・災害対策本部の設置及び解散 ・消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況（自主避難の状況を含む） ・実施した応急対策 <p>キ. その他参考となるべき事項</p>
中間報告	災害の拡大等に伴い被害の状況を調査集計した都度行う。
確定報告	災害が終了し、被害が確定したときにおいて遅滞なく行うもので、災害復旧対策事業の基礎資料とする。

4-2. 報告の方法

被害状況報告の方法は次のとおりである。

報告の種別	報告の方法
概況報告、中間報告	防災無線・警察電話・非常電話等によりできる限り速やかに行う。
確定報告	文書により行う。（【資料18 即報・災害確定報告様式】参照）

4-3. 報告の経路

被害状況報告の報告経路は次のとおりである。

- ア. 概況報告、中間報告は、町長（災害対策本部を設置していない場合にあっては危機管理課長）から高知県災害対策本部長（本部を設置しない場合にあっては危機管理課長）に対して行う。
- ケ. 確定報告は、次に示す町の担当課から、関係の県出先機関を經由して知事に報告する。

情報種別	町の担当	県への報告系統
災害速報	総務課危機管理室	危機管理部危機管理課
地方税減免状況	税務課税務係	企画振興部市町村振興課
人、住家被害	総務課危機管理室	危機管理部危機管理課
水道施設被害状況	建設環境課水道係	健康福祉部薬務衛生課
公園施設被害状況	まちづくり推進課商工観光係	文化環境部環境保全課
農地農業施設被害状況	産業振興課農林振興係	農林水産部耕地課
農作物被害状況	産業振興課農林振興係	農林水産部農業経済課
林業関係被害状況	産業振興課農林振興係	森林局森林政策課
水産物被害状況	産業振興課水産振興係	海洋局水産振興課
漁港・漁業用施設被害状況	産業振興課水産振興係	海洋局漁港課
漁港海岸施設被害状況	産業振興課水産振興係	海洋局海岸課
道路橋梁施設被害状況	建設環境課土木係	土木部高速道推進課
河川被害状況	建設環境課土木係	土木部河川課
文教施設被害状況	教育委員会学校教育係	教育委員会学校教育課
社会福祉施設等の被害状況	町民福祉課福祉係	健康福祉部高齢者福祉課
商工業関係の被害状況	まちづくり推進課商工観光係	商工労働部商工政策課

第5節 災害通信計画

災害発生後、通信施設を管理するものは、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行う。

また、災害時の通信途絶に備え、あらかじめ通信体制の確保を図る。

1. 実施責任者

危機管理室(総務部)とする。

2. 機能の確認と応急復旧

防災関係機関は、災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

各通信事業者は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努める。

3. 非常時の通信手段の確保

3-1. 他の防災機関との通信手段の確保

(1) 国・県との通信手段の確保

災害時の通信連絡は有線電話、無線電話を利用し迅速かつ適確に行う。

ただし、災害時における通信の途絶及び錯綜を避けるため、災害用電話を指定し、窓口の統一を図る。

(2) 幡多西部消防組合大月分署との通報手段の確保

大月町災害対策本部と幡多西部消防組合大月分署は、災害発生時において緊密な連絡体制を確保する必要があるため、無線電話により通信連絡を行い、災害状況を把握する。

3-2. 沿岸地区に対する通信手段の確保

(1) 津波避難場所及び津波避難所との通信手段の確保

地震による津波が発生した場合において、被災地区との双方向通信を確保するため、アンサーバック機能を有した防災行政無線を整備する。

(2) トランシーバーを利用した簡易デジタル無線の整備

災害時において、多様な通信手段を確保するため町内全域で使用できる簡易デジタル無線の整備を行う。

(3) 国、県、町、幡多西部消防組合大月分署の連絡先

区分	設置部署	種別	番号
国土交通省 中村河川国道事務所	工務第一課	NTT 回線	TEL: 0880-34-7304 FAX: 0880-34-1395
	災害対策室	NTT 回線	FAX: 0880-34-7348
		衛星電話	TEL: 080-8634-1817
高知県	高知県危機管理部 危機管理・防災課	NTT 回線	TEL: 088-823-9320 FAX: 088-823-9253
		県防災行政無線	TEL: 77-72-9320 FAX: 77-72-9253
	高知県災害対策本部	県防災行政無線	TEL: 77-72-2180 TEL: 77-80-620 FAX: 77-80-640
大月町	総務課	NTT 回線	TEL: 0880-73-1111 FAX: 0880-73-1380
		県防災行政無線	TEL: 77-431-619 FAX: 77-431-710
	危機管理室	NTT 回線	TEL: 0880-73-1140 FAX: 0880-73-1380
		衛星携帯	TEL: 080-2988-5179
幡多西部消防組合	大月分署	NTT 回線	TEL: 0880-73-1313 FAX: 0880-73-1266

(4) 大月町内の災害時優先電話

No.	電話番号	契約者	設置場所	建物
1	0880731111	大月町	大字弘見 2230	大月町役場
2	0880731114	〃	〃	〃
3	0880730004	〃	大字弘見 2406	大月小学校
4	0880730040	〃	大字弘見 2400	大月中学校
5	0880730049	〃	大字弘見 2084	中央公民館
6	0880730011	〃	大字弘見 4098-2	おおつき保育所
7	0880731368	〃	大字鉾土 603	大月病院
8	0880731701	〃	〃	〃
9	0880740224	〃	大字周防形 124-7	旧周防形小学校
10	0880771133	〃	大字橘浦 247-2	橘浦区役場

3-3.

市内通信手段途絶時の通信手段の確保

市内の通信手段が途絶した場合においては、次の手段による通信手段の確保を図る。

- ア. トランジスターラジオ、トランシーバーの活用
- イ. アマチュア無線局への要請
- ウ. 県・町防災無線及び消防、警察署等の無線機の使用
- エ. NTT 孤立防止用無線機の使用
- オ. 徒歩による連絡員の任命

3-4. 住民に対する情報提供手段の確保

災害に関する予報・警報や避難勧告・指示等を住民に伝達する場合において、それらの伝達が緊急を要し、特別の必要があるときは、次の事項を行うことができる。

- ア. 放送機関への放送要請
- イ. インターネットを利用した情報の提供に関する事業活動を行う者へのインターネットを利用した情報の提供要請

第6節 応援要請計画

災害に対し自らの対応能力では対応できない場合には、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施する。また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心掛ける。

応援活動を円滑に実施するため、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行う。

1. 実施責任者

危機管理室(総務部)とする。

2. 応援要請の実施

町は、法令及び事前に締結した応援協定等に基づき、関係機関に応援を要請する。

災害対策基本法に基づく応援要請の種類は次のとおりである。

また、町が締結している応援協定の一覧及び内容は【資料 21 災害時の応援協定】参照。

応援要請の内容	根拠条文
他の市町村への応援要請	災害対策基本法第 67 条
県への応援要請	災害対策基本法第 68 条
自衛隊の災害派遣要請 (※詳細は第 32 章参照)	災害対策基本法第 68 条の 2
指定地方行政機関等への職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 2 項

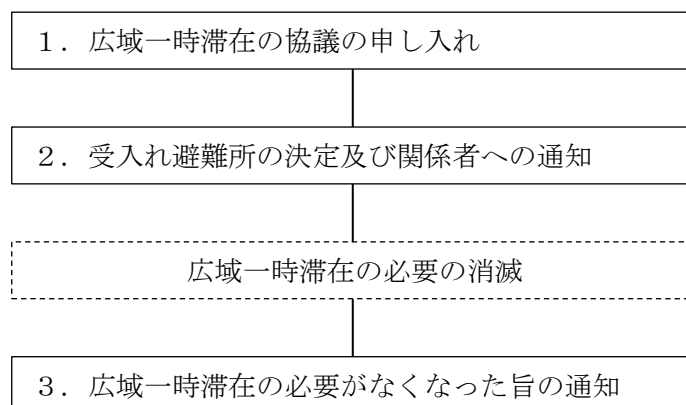
3. 広域一時滞在計画

3-1. 広域一時滞在の手続き

町内において被災住民のための避難所を確保することが困難な場合には、県内外の他市町村に対し、被災住民の一時的な受入れを要請する。

また、県内外の他市町村から広域一時滞在の要請がなされた場合には、避難所の供与等の措置を講ずる。

広域一時滞在の手続きは、以下に示す流れで行う。



(1) 広域一時滞在の協議の申し入れ

県内他市町村への一時滞在を求める場合には、当該他市町村に対して直接協議を行い、県外の他市町村への一時滞在を求める場合には、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

(2) 受入れ避難所の決定の通知

受入れ先の市町村において、住民を受入れるための避難所が決定したときには、当該受入れ先市町村（県外の場合には県）からその旨の通知がなされる。

その場合、町は、その内容を公示するとともに、県への報告、次の関係者への通知を行う。（他市町村の住民を受け入れる場合においても、避難所が決定したときは、受入れ元の市町村、当該受入れ先となる避難所の管理者、及び次のイからカの関係者に対して通知を行う。）

- ア．現に住民を受入れている避難所の管理者
- イ．関係指定地方行政機関の長
- ウ．関係指定公共機関
- エ．関係指定地方公共機関
- オ．関係公共的団体
- カ．その他町長が必要と認める者

(3) 広域一時滞在の必要がなくなった場合の措置

広域一時滞在の必要がなくなった場合には、その旨を受入れ先の市町村（県外の場合には県）に通知するとともに、(2)と同様に通知、公示、報告を行う。

3-2. 県に対する助言の依頼

町は、必要に応じて、広域一時滞在の協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について、県に助言を求める。

4. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

4-1. 物資等の供給に関する知事への応援要請

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資または資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な物資または資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

4-2. 関係機関との相互協力

物資または資材の供給に関して、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、県及び周辺他市町村の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者との相互の協力を努める。

第7節 災害広報計画

災害時における広報は、人心の安定と社会秩序の維持を図るうえで非常に重要であるため、報道関係者及び一般町民に対し被害状況その他の災害情報を迅速かつ的確に周知するよう努める。

1. 実施責任者

総務部とする。

2. 広報の内容

災害広報においては、次の内容に関する情報提供を行う。

区分	広報の内容
被害状況	・人的、物的被害 ・公共施設被害など
余震関連情報	・気象庁の発表する余震に関する情報 ・余震による二次災害の危険性の注意喚起
安否情報	・死亡者の情報
応急対策情報	・応急対策の実施状況
生活情報	・電気、電話、ガス、水道などの復旧状況 ・避難所情報
住宅情報	・仮設住宅 ・住宅復興制度
医療情報	・診療可能施設 ・心のケア相談
福祉情報	・救援物資 ・義援金 ・貸付制度
交通関連情報	・道路規制 ・バス、鉄道、船舶、航空機の状況
環境情報	・災害ごみ
ボランティア情報	・ボランティア活動情報
支援情報	・融資制度 ・各種支援制度 ・各種相談窓口
その他	・災害対策本部の設置及び解除 ・写真による被害状況

3. 報道機関に対する情報発表

3-1. 情報発表の実施主体

報道機関に対する情報発表は総務第1班より行う。

3-2. 報道機関等の責務

災害広報における報道機関等の責務は次のとおりである。

- ア. 報道機関は、災害関連番組又は記事を編成して報道する。
- キ. 放送事業者は、県、市町村、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努める。

4. 住民に対する広報

住民に対する広報の方法は次のとおりである。

- ア. 告知端末（情報通信基盤施設）
- イ. 町内地区放送及び防災無線による伝達
- ウ. 電話・FAXによる伝達
- エ. 広報車等による伝達
- オ. 自主防災組織等を通じた災害弱者への伝達

5. 被災者に対する情報伝達

被災者に対する情報伝達においては、次の点に留意する。

- ア. 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等、それぞれの状況に配慮した情報伝達を行う。
- イ. 避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

6. 総合的問い合わせ窓口の設置

各関係機関は、各種の問い合わせに対応できる総合的な問い合わせ窓口を設置する。

7. 安否情報の問い合わせへの回答

7-1. 安否情報の照会方法

安否情報の照会を行う者は、次の事項を明らかにするとともに、これらの事項が記載されていて、本人であることが確認できる書類を提示、または提出するものとする。

なお、町は、照会者が遠隔に居住する等の事情により上述の方法によることができない場合は、適切な方法をとる。

ア. 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

イ. 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ. 照会をする理由

7-2. 安否情報の提供

安否情報の提供は、次の区分に応じて行う。なお、被災者が提供を行うことに同意をしている場合であつて、公益上特に必要があると認めるときには、当該区分に関わらず提供を行う。

ただし、上記に関わらず、当該照会が不当な目的によるものであると認めるとき、または当該照会により知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときには、安否情報の提供を行わない。この他、住民からの安否情報の照会に回答するときには、当該被災者または第三者の権利利益を害することのないよう配慮する。

照会に係る被災者との関係	提供を行う情報の範囲
被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合	イ. 居所 ウ. 負傷または疾病の状況 エ. 連絡先その他安否の確認に必要な情報
被災者の親族または職場の関係者その他の関係者である場合	ア. 負傷または疾病の状況
被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合	ア. 保有している安否情報の有無

7-3. 安否情報の提供のための情報の収集

安否情報の照会への回答を適切に行い、また、当該回答の適切な実施に備えるため、県その他の関係機関に対して必要な情報の提供を求める。

8. ダム放流警報の方法

ダム放流警報は、定められた方法で実施する。（【資料 22 ダム放流警報の方法について】参照）

第8節 消防計画

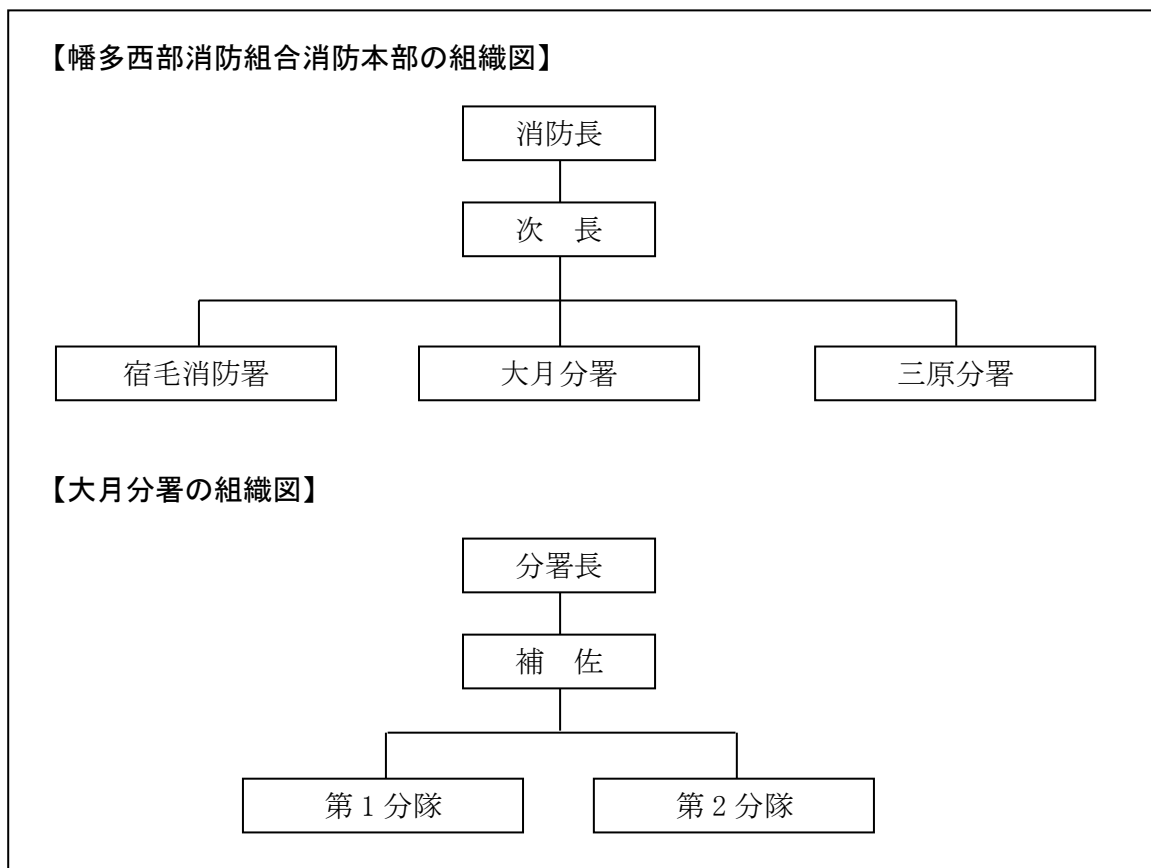
火災等が発生した場合においては、保有消防力の全機能を発揮して、その被害を最小限度に軽減し、もって町民の生命、身体及び財産を保護する。

1. 実施責任者

防災部とする。

2. 幡多西部消防組合消防本部の組織

幡多西部消防組合大月分署の組織は次のとおりであり、分署長（1名）、補佐（1名）、2分隊（14名）の計16名で編成される。



3. 大月町消防団の組織及び事務分掌等

3-1. 大月町消防団の組織

大月町消防団の組織は次のとおりであり、本部及び7分団、合計253名をもって編成される。

分団名	設置場所	担当区域	定数
本部	大月町役場内	大月町全域	3名
第1分団	〃 弘見郷	弘見、添ノ川、芳ノ沢、銚土、清王、竜ヶ迫、泊浦地区全域	45名
第2分団	〃 橘浦	橘浦、安満地地区全域	30名
第3分団	〃 柏島	柏島、一切地区全域	35名
第4分団	〃 古満目	古満目、平山、頭集地区全域	36名
第5分団	〃 西泊	西泊、檉ノ浦、周防形、赤泊地区全域	32名
第6分団	〃 姫ノ井	姫ノ井、唐岩、春遠地区全域	32名
第7分団	〃 才角	才角、大浦、月ヶ丘、小才角地区全域	40名
合 計		本部 1、分団 7	253名

3-2. 分掌事務

(1) 事務処理の場所

大月町消防団の事務処理は、幡多西部消防組合大月分署内において行う。

(2) 分掌事務

大月町消防団の分掌事務は次のとおりである。

- ア. 消防団本部は消防組織法(昭和22年法律第226号)の定めるところにより消防団運営に関する全般的な計画・立案・審議を行い、分団を指揮し、法令・条例及び規則の定める職務の遂行に努める。
- イ. 分団は分団長の統率の下に本部の命を受け、法令・条例及び規則に定める消防団の職務を誠実に履行する。
- ウ. 幡多西部消防組合大月分署は消防団事務のうち消防予算及び経理に関すること、物品の調達支払に関すること、団員の報酬手当に関すること、団員の公務災害補償に関すること、消防施設の営繕管理に関すること、団員処遇に関すること、その他事務手続一切を行う。

3-3. 消防団の部隊編成

(1) 火災時における部隊編成

火災時においては幡多西部消防組合大月分署と一体となり、消防ポンプ自動車又は小型動力ポンプを有する分団はそのまま一部隊として出動する。

(2) 災害(水害含む)時における部隊編成

災害対策本部設置と同時に消防団長・副団長は本部に集合し、幡多西部消防組合大月

分署と緊密な連絡の基に本部長の指示を受け、団員を指揮する。各分団員は分団ごとに屯所に待機し、消防団長及び分団長の指示を受け、地区内の警戒巡視・避難誘導・負傷者の救出等の活動体制を取り、本部との連絡を密に災害予防に努める。

4. 招集

消防団員の招集は、次のとおり「一般招集」と「非常招集」の2種類とする。

招集の種類	概要
一般招集	訓練、演習、その他必要のある場合、団員を招集するもの
非常招集	非常災害が発生したとき、火災及び水害が拡大する恐れがあるとき、又は応援のために団員を招集するもの

5. 出動

5-1. 出動区分

消防団の出動区分は、次の5区分とする。

招集の種類	概要
第1次出動	・平常気象時において、火災を覚知した場合及び水防防災関連の出動の場合
第2次出動	・第1次出動による消防力では不足を生じると判断される火災の場合 ・火災警報発令中で、火災の延焼危険が大きい場合 ※ただし、この場合にあつて延焼のおそれがなく第1次出動のみの消防力で鎮圧できると状況判断のできる場合は、第1次出動とする
第3次出動	・第2次出動による消防力では、なお、不足を生じると判断される火災の場合
応援出動	・他の市町村に応援出動する場合
状況出動	・管轄区域内において発生した火災水害等を、同区域内の消防分団が認知して出動する場合

5-2. 出動指令

出動指令は、事前命令によるものとする。ただし、状況出動に関してはこの限りではない。

5-3. 指令方法

出動指令は、サイレンの吹鳴、加入電話及び備付の無線機による。



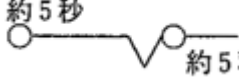


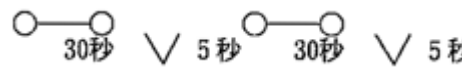

6. 火災気象通報の発令及び解除

県下に異常乾燥注意報等が発令され、火災の予防上危険であると判断されるとき、又は火災の予防上必要があると認めるとき、町内に火災気象通報を発令する。

この場合、幡多西部消防組合大月分署に法の定める標旗を掲げ、同分署に掲示板をもって標示し、解除は前記の標示を取除くことをもって標示する。

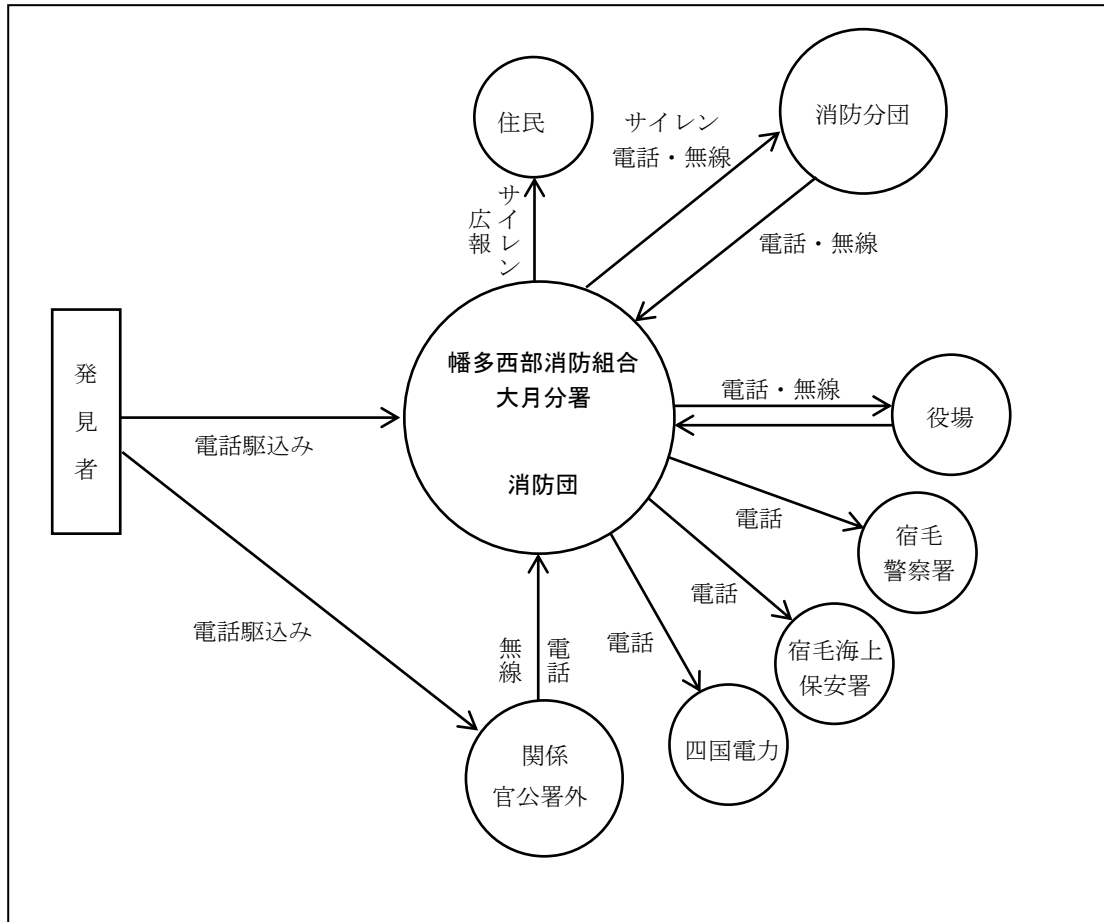
7. 連絡、信号

消防団員の招集及び鎮火、時報等を周知させるため、サイレンを吹鳴するものとし、その信号の種類は次のとおりとする。

種別		サイレン信号 (余いん防止付)	吹鳴回数	備考
一般招集	訓練、演習 搜索外	約15秒  約6秒	2回	応援招集
非常招集	建物火災	約3秒  約2秒	5回	
	林野火災	約5秒  約5秒	3回	
鎮火		 約30秒	1回	
時報		 約10秒	1回	正午 全サイレン
緊急避難警報		 30秒 5秒 30秒 5秒	7回	
警報		標旗 (火災警報) 		標示場所 幡多西部消防組合 大月分署

8. 関係機関伝達系統図

関係機関との伝達系統は次のとおりである。



9. 消防施設の整備及び保全

【第2章第7節火災予防計画】参照

10. 火災予防

【第2章第7節火災予防計画】参照

11. 教育訓練

【第2章第7節火災予防計画】参照

12. 大月町消防防災機械資材

【第2章第7節火災予防計画】参照

第9節 避難計画

1. 実施責任者

避難の勧告・指示及び避難所の開設については、災害の状況により町長(災害対策本部開設後は本部長)がこれを行うものとする。

なお、実施担当者は、総務部、防災部及び厚生部とする。

2. 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとして危険が切迫している場合、危険区域の居住者に対し避難のための立ち退きを勧告し、又は立ち退きを指示する。

また、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障害者等の避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、避難準備情報等の伝達を行う。

2-1. 発令の基準

(1) 水害(河川の氾濫)

区分	基準
【警戒レベル3】 「高齢者等避難」	ア. 水位観測所(周防形川、小才角川)の水位が氾濫注意水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき イ. 大雨洪水警報が発令され、高知県水防情報システムによる雨量計(弘見観測所、姫ノ井観測所)で時間40mmを超える雨量を観測し、さらに今後も強い降雨のおそれがあるとき ウ. 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過することが予想される時
【警戒レベル4】 「避難指示」	ア. 水位観測所(周防形川、小才角川)の水位が避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき イ. 高知県水防情報システムによる雨量計(弘見観測所、姫ノ井観測所)で降り始めからの総雨量が100mmを超え、かつ、引き続き時間40mmを超える雨量が予測される時 ウ. 河川、ため池等で目視により氾濫の危険性が高いと判断したとき
【警戒レベル5】 「緊急安全確保」	ア. 堤防の決壊や腰水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合

(2) 土砂災害

区分	基準
【警戒レベル3】 「高齢者等避難」	ア. 土砂災害危険度情報がレベル2（土砂災害に警戒）に達したとき
【警戒レベル4】 「避難指示」	ア. 高知県土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害危険度情報がレベル3（土砂災害に嚴重警戒）に達したとき イ. 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル5】 「緊急安全確保」	ア. 土砂災害が発生した場合

(3) 高潮

区分	基準
【警戒レベル3】 「高齢者等避難」	-
【警戒レベル4】 「避難指示」	ア. 高潮特別警報が発表されたとき イ. 高潮警報が発表され、越波・越流による被害の発生が予想される とき
【警戒レベル5】 「緊急安全確保」	ア. 海岸堤防の倒壊が発生した場合 イ. 異常な越波が発生した場合

(4) 火災

区分	基準
【警戒レベル3】 「高齢者等避難」	ア. 火災発生後、気象状況等により火災が拡大し、被害が拡大する恐れのあるとき
【警戒レベル4】 「避難指示」	ア. 火災が発生し、延焼の見通しが大になったとき

2-2. 行政機関等への助言の求め

避難指示や屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について助言を求めることができる。

2-3. 伝達方法

高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令は本部長が行い、伝達は救助班長を責任者として、下記のいずれかの方法により住民に迅速かつ確実に周知する。

- ア. 広報車その他広報使用が可能な車両
- イ. 防災無線放送及び地区内放送等
- ウ. 報道機関への協力要請
- エ. 特に夜間停電時及び豪雨・暴風雨、高潮・津波時には動員可能な職員に各戸を訪問させるとともに警察官、消防団員、地区防災会等に協力を依頼する
- オ. その他警鐘、サイレン等

2-4. 伝達事項

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保発令時における伝達事項は次のとおりである。

なお、住民の積極的な避難行動に繋がるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するものとする。

- ア. 伝達者（大月町）
- イ. 避難すべき理由
- ウ. 避難指示等の対象となる地域名
- エ. 避難先及び避難場所名
- オ. 避難経路
- カ. 注意事項

2-5. 避難の順位

避難の順位は次のとおりとする。

区分	対象者
一次避難	病人・老人・障害者・乳幼児・小学生
二次避難	一次・三次以外の者全員
三次避難	水防・防災・警戒、その他防災に関する作業に従事するもの

2-6. 携帯品の制限

避難者は、避難立退きに当たっては身の安全を第一とし、過度な携行品及び避難後調達できるものは除外して、携帯品は最小限度に制限する。

【携行品の例】

- ・現金・貴重品・印鑑・食糧 2 食分程度・水筒・タオル
- ・石鹸・ティッシュ・着替え・懐中電灯・救急薬品
- ・携帯ラジオ等

2-7. 避難の準備

安全かつ迅速な避難を行うため、あらかじめ次の事項を行うよう周知徹底を図る。

- ア. 火気危険物等の始末
- キ. 大雨、洪水、高潮、津波に備えての家屋の補強、家財の移動・固定
- ク. 事業所、工場にあっては、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置
- ケ. 携帯品の準備
- コ. 氏名票(住所、氏名、年齢、血液型等)の準備

2-8. 県及び関係機関への報告・連絡

(1) 県知事及び警察署長に対する報告・通知

避難のための準備または立退きを指示したときは、速やかに、その旨を県知事に報告するとともに当該区域を管轄する警察署長に通知する。

(2) 関係機関との連絡

避難の指示は、警察官と相互に緊密な連絡をとりながら行う。

なお、警察官等が単独で避難の指示を行ったときは、直ちにその旨の報告を受けるものとする。

3. 警戒区域の設定

町長及び防災関係機関は、住民の生命、身体への危険を防止するため、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に立ち入りを制限し、又は退去を命ずる。警戒区域の設定にあたっては、必要に応じて、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び県に対し助言を求める。

4. 避難の誘導及び移送

4-1. 避難の誘導

避難は原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては実施責任者

が誘導する。なお、避難の誘導については次の点に留意する。

- ア．防災部救助班が当たり、警察官、消防団員、地区防災会及び民間協力機関等の協力により実施する。
- サ．避難の順位を考慮して誘導を行う。
- シ．避難場所を住民に周知するため、広報伝達に加え、経路要所ごとに標示板を用いて経路を図示するよう努める。特に危険地点には、縄張り等により危険防止を図るほか、必要に応じて誘導者を配置する。

4-2. 移送の方法

避難は各自行うことを原則とするが、移送のため車両、舟艇等を必要とするときは、現地で調達できる場合を除き、直ちに救助班長が要請して確保する。

5. 防災上重要な施設における避難対策

防災上重要な施設（学校、社会福祉施設、病院、保育園等多数の児童、乳幼児、病人を収容している施設）の管理者は、避難の指示の伝達を受けたときは、あらかじめ定めた各施設の避難計画に基づいて児童等を所定の避難場所に避難させる。

6. 指定緊急避難場所

町は、住民の避難のため、災害による生命等の危機が迫っているときに、一時的に避難するための「指定緊急避難場所」を指定している。

なお、指定緊急避難場所については、平成13年度に各地区と協議のうえ下記のとおり設定し、防災マップに掲載したが、避難路の未整備個所等もあり、随時見直しを行う必要がある。

（【資料24 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表】参照）

7. 指定避難所

町は、災害による生命等の危機が去った後、自宅が被災した被災者等が一定期間生活する場として「指定避難所」を指定している。

（【資料24 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表】参照）

7-1. 指定避難所の設置及び運営における規則

避難所の収容対象者、設置費、開設期間等については、災害救助法の適用を受けた時は高知県災害救助法施行規則の定める基準によるものとし、又同法を適用しないときはその細則の定める基準に準ずるものとする。

7-2. 指定避難所の管理

指定避難所の所有者又は管理者は、災害に際し、いつでも避難所として使用できるよ

う処置を講じておくものとする。

7-3. 避難所の開設及び運営

避難所の開設及び運営は次のとおり行う。

- ア. 指定避難所の被害状況を早急に把握し、迅速に避難所を開設する。
- イ. 避難所を開設したときは、直ちに公示及び広報等により、被災者に場所を周知する。
- ウ. テレビ、ラジオ等の情報機器を設置し、可能な限り救護所等の開設を行う。
- ス. 避難所の開設及び管理は防災部長を責任者とし、避難住民を収容したときは直ちに各避難所に避難所担当職員を派遣駐在させ、管理及び収容者の保護に当たる。
- セ. 避難所の防疫活動は衛生班が実施するものとし、伝染病等の発生防止を図る。
- ソ. 指定避難所等が確保できない場合は、県内の他市町村及び県に支援を要請する。

7-4. 避難所等に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合であって、避難所または応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められる場合には、当該災害が政令で指定される。

この場合において、政令で定める区域及び期間において町長が設置する避難所については、消防法第17条の消防用設備等の設置等に関する規定は適用されない。

ただし、町は、上記規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講ずる。

7-5. 避難状況の記録

避難所担当職員は、次の各種記録を行う。

- ア. 収容台帳
- イ. 避難所用物品受払簿
- ウ. 避難所設置及び収容状況
- エ. 支払及び受払証拠書類

7-6. 避難所運営における留意事項

避難所運営時の留意事項は次のとおりである。

- ア. 避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるように努める。
- イ. 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースや、周囲に迷惑をかけずに飼い主と家庭動物が同じ避難所で生活ができるように隔離用のテント、飼育用のケージの確保に努める。
- ウ. プライバシーの保護、要配慮者の特性等に配慮した避難所の運営に努める。

- エ. 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- オ. 集団的な避難生活に適應できない要配慮者のために、避難所内に福祉避難スペースを設置するとともに、状況によっては、福祉避難所等への移動を調整する。
- カ. 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等への移動を避難者に促す。
- キ. 避難生活に不足する物資の調達を行う。
- ク. 避難所は、避難者の協力を得て、運営を図る。
- ケ. 避難者の総合的な相談窓口を設置する

7-7. 避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮

やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

7-8. 避難後の警備

避難後の住家・財産等の保護は、民生安定に寄与するところが大きいので、その対策は警察署等と協議のうえ、警察官若しくは治安部がこれにあたる。

また、避難所における秩序保持も同様とする。

8. 避難指示等の解除

避難指示等の解除の時期は、当該住民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められた時とする。なお、解除の伝達方法は指示の伝達方法を準用する。

土砂災害に対する避難指示等の解除の際の助言については、別に定める「大月町土砂災害警戒避難体制の整備」によるものとする。

第10節 要配慮者対策

要配慮者への十分な配慮及び対策を行う。

1. 担当

総務部、保健衛生部、厚生部

2. 避難行動要支援者の避難支援

在宅の要配慮者への避難支援は、避難行動要支援者名簿及び事前に打ち合わせた個別計画を活用し、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。

また、名簿情報を避難支援者等に提供することに対して不同意だった者についても、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要であるときは、本人の同意を得ることなく、避難支援者等に名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報の提供を受ける者に対して、情報漏洩防止のために必要な措置を講ずるよう求める。

※避難行動要支援者の要件は、「第2章 第21節 要配慮者への対策」参照。

3. 被災者支援における配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への供与に当たっては、要配慮者に十分配慮する。

特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

4. 福祉サービスの維持

災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、児童福祉施設設置者、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等と調整して代替的な方法等を検討する。

第11節 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳の作成に関する事項や、台帳情報の利用及び提供について定める。

1. 担当

厚生部

2. 被災者台帳の作成

2-1. 被災者台帳の記載事項

町は、町内で災害が発生した場合、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載または記録するものとする。

- ア. 氏名
- イ. 生年月日
- ウ. 性別
- エ. 住所又は居所
- オ. 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- カ. 援護の実施の状況
- キ. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク. 電話番号その他の連絡先
- ケ. 罹災証明書の交付の状況
- コ. 被災者本人が台帳情報の外部提供に同意している場合の提供先
- サ. コ. の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- シ. その他町長が必要と認める事項

2-2. 被災者台帳作成のための情報収集

町は、被災者台帳の作成に当たっては、台帳作成に必要な限度において、次の事項を行うことが出来る。

- ア. 町が保有する被災者に関する情報の利用
- イ. 被災者生活再建支援金の支給に係る被災世帯主からの申請その他の町長に対して行われる手続きにより得た情報の利用
- ウ. 関係地方公共団体の長その他の者に対する、被災者に関する情報の提供要求

3. 台帳情報の利用及び提供

3-1. 台帳情報の利用又は提供ができる範囲

町は、以下のいずれかに該当する場合は、被災者台帳に記録された情報（台帳情報）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、または提供することができる。

- ア. 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- イ. 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- ウ. 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

3-2. 台帳情報の提供申請

台帳情報の提供を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を提出して台帳情報の提供を申請する。

この場合において、町は、当該申請が不当な目的によるものと認めるときや、申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、台帳情報を提供することができる。

- ・ 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- エ. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- オ. 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- カ. 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- キ. 上記のほか、台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

第12節 災害救助計画

災害が発生した場合における罹災者に対する応急救助に関し、災害救助法が適用された場合の救助及びこれに準じ町長の責任において実施する救助についての計画を定める。

1. 担当

厚生部（救援班）

2. 実施責任者

町長（災害救助法が適用された場合は知事）

3. 災害救助法の適用基準

災害救助法は市町村の人口に応じて一定の基準に達したときに適用される。

（【資料25 災害救助法適用基準】参照）

4. 災害救助法の適用手続き

町長は、災害による被害の程度が災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

なお、事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は、災害救助法の規定による救助に着手することができる。この場合においては、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。

5. 救助の内容

災害救助法に基づく救助は、高知県災害救助法施行細則に定めるところにより実施する。

（【資料26 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】参照）

6. 小災害の場合における救助

災害救助法による救助の対象とならない小災害の場合においても、罹災の状況により、町長の責任において救助を実施する。

この場合において、次の基準に該当するときは、町が救護措置をとったものに対して、県から被服寝具、その他の生活必需物資の交付を受ける。

- 救助法の適用基準の10%以上の被害が発生した場合
- 救助法の適用基準の10%未満の被害で生活保護世帯又はこれに準ずる世帯で特に援護措置の必要があると認められる場合

7. 応急救助の実施状況等の報告

災害救助法に基づく応急救助を実施した場合は、その実施状況を次により報告するものとする。

7-1. 救助実施記録日計票の作成

町災害対策本部各部班は、救助実施記録日計票を作成する。(以下「日計票」という。)

なお、「日計票」の作成、取りまとめ等の事務処理については、それぞれの実情にあった方法を採用し、適宜運用してさしつかえない。

7-2. 救助実施状況等

町災害対策本部各部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日救助の実施状況を厚生部に報告する。なお、この報告は、前記の事項をできる限りの範囲内で掌握し、電話等の方法により報告するものとする。

厚生部は、各部より報告を受けた救助実施状況を取りまとめ、その結果を県に報告する。

7-3. 小災害の報告

災害救助法の適用にいたらない小災害で、応急救助を実施した場合も、上記に準じて報告するものとする。

8. 罹災者台帳の作成及び罹災証明書の発行

災害が発生し、救助を必要と認める被害を受けた者があるときは、罹災者台帳を整備し、必要があるときは罹災証明書等を発行するものとする。また常に地域住民の実態を把握し、災害時における救助の円滑と適正を図るため住民調査を実施する。

8-1. 罹災者台帳の作成

町長は、法による救助を必要と認める災害により、罹災した者があるときは、その被害状況を調査のうえ、罹災者台帳を整理し、これに登録する。

8-2. 証明書の発行

町長は、罹災者から申請があったとき、その他罹災者に対し必要があると認めるときは、罹災者台帳に基づき、遅滞なく、罹災証明書を発行する。

第13節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救出、保護するための計画を定める。

1. 担当

防災部

2. 対象者

救出活動は、災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者に対して行う。具体的には、次のような状態にある者とする。

- ア. 火災時に火中に取り残された者
- ク. 災害の際に水と共に流されたり、又は孤立した地点に取り残された者
- ケ. 倒壊家屋の下敷になった者
- コ. 土石流、地すべり等により生理めになった者
- サ. 大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生のため救出を要するもの
- シ. その他これらに類するもので救出を要するもの
- ス. 災害のため生死不明の状態にある者で、次のような状態にある者
 - ア. 行方不明の者で生存していると推定される者
 - イ. 行方は判っているが生死が明らかでない者

3. 救出隊の設置

災害のため救出を要する者が生じた場合、本部長の指示により、防災部及び消防団に救出隊を設置する。

救出隊の人員は、災害の規模により、本部長又は消防団長が指示する。

4. 負傷者の救護

救出した負傷者は、直ちに医療救護所へ搬送する。

医療救護活動は、「大月町災害時医療救護計画」に基づき行うものとする。

5. 人命救助活動の妨げとなる活動の規制

人命の救助は全ての活動に優先するため、人命救助活動の妨げとなる活動は規制する。

6. 関係機関等との協調

6-1. 住民、自主防災組織等との協力

災害発生時の人命救助活動は、被災地域の住民、自主防災組織等による活動が重要な役割を果たす。このため、町は、救助活動の実施における住民等との協力を努める。

6-2. 自衛隊派遣要請

緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊のみでは救出困難と認められるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

6-3. 警察等との連絡

円滑な活動の実施のため、所轄警察署及び海上保安署と十分な連絡をとる。

6-4. 医療機関との連絡協調

救出された負傷者は、直ちに医療救護所に搬送しトリアージを行い、応急処置等必要な処置を行う。

医療機関への収容が必要な場合は、大月町災害対策本部から、県災害医療対策幡多支部に受け入れ可能な医療機関の調整を依頼する。

7. 費用の限度額及び期間

【資料 26 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】参照。

8. 記録等

救出を実施した場合に、整備保存すべき記録等は次のとおりとする。

- ア. 救出状況記録等
- イ. 救出関係支払証拠書類
- ウ. 救出用燃料受払簿
- エ. 救出用機械器具修繕費支払簿

第14節 食糧供給計画

避難所への避難者や、住家に被害を受けて炊事のできない者及び災害対策に従事する者等に対して、炊き出しその他の方法により食糧を供給する。

災害時における食糧の供給計画は災害及び復旧に要する作業状況により決定するが、この取扱は「米穀の配給要綱」の定めるところにより実施する。ただし、交通通信が途絶により孤立した場合には、【資料27 災害時における応急食糧米穀の配給に関する協定】により政府米の緊急引渡しの措置を講ずる。

1. 担当

厚生部

2. 対象者

食糧供給の対象者は以下の者とする。

- ア. 避難所に収容された者
- イ. 住家に被害を受けて炊事のできない者
- ウ. 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- エ. 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- オ. 救助活動に従事する者
- カ. 通常の配給機関が一時的にまひし、主食の配給の受けられない者

※エ～オは災害救助法による救助の対象にはならない

3. 給食品目及び数量

給食の品目及び数量は次のとおりとする。

- ア. 食品の給与は被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- イ. 配給品目は米穀、乾パン又は麦製品(乾うどん等)及び副食品とする。
- ウ. 配給数量は、炊出し用として配給する場合には、1人1食精米200g以内とする。通常の配給機関を通じないで配給する場合には、1日当たり400g、副食品の数については制限しない。
- エ. 一時縁故先へ避難する者については、3日分以内を現物により支給する。

4. 給食の方法

給食の方法は次のとおりとする。

- ア. 各現場ごとにそれぞれ実施責任者を定め炊出し及び食品の給与を実施する。
- イ. 炊き出し及び食品の給与に当たっては、地域住民、自主防災組織、婦人会、PTA連合会等の地元団体及びボランティア等の協力を得て行う。

- ウ. 炊き出しの実施は、救援班の指導のもとで避難所ごとに実施する。
- エ. 本部長は、町において炊き出しの実施が不可能な場合は、地元団体、自衛隊又は日本赤十字社高知県支部等に依頼する。
- オ. 緊急食料の配布を行う場合には、対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。
- カ. 緊急食料の配布は、迅速、正確、公平に行うとともに、要配慮者に配慮して行う。
- キ. 通常の配給機関を通じないで応急配給を行う必要がある場合は、知事に応急配給割当申請を行い、知事発行の「米穀類臨時購入切符」を当該罹災者に交付し米穀を購入させる。

5. 食糧品の調達

5-1. 米穀

米穀が不足する場合には、県に要請を行い、高知はた農協大月支所倉庫(前記倉庫は集荷機関であって、常時在庫とは限らない。)又は指定米穀販売業者より調達する。

また、災害救助法が適用され、かつ、交通・通信の途絶により知事の指示を受けることが出来ない場合においては、上記の者に直接引き渡しを要請することが出来る。

5-2. 乾パン

米穀の方法に準じる。

5-3. 副食品

副食・調味料の調達は次の方法により行う。なお、調達の際には要配慮者の特性や栄養バランスに配慮する。

- ア. 町内の事業者から調達する
- イ. 他市町村より購入する
- ウ. 県に調達の斡旋を依頼する

(【資料 28 食糧品店・主食(米穀)登録販売業者】参照)

6. 費用の限度額及び期間

【資料 26 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】参照

7. 記録等

炊出しの状況(場所数及び場所別給与人員(朝、昼、夕に区分))とともに次の必要な帳簿、書類を整備保存しておくものとする。

- ア. 炊出し受給者名簿
- イ. 食糧品、現品給与簿
- ウ. 炊出し、その他による食品給与、物品受払簿

- エ. 炊出し用物品借用簿
オ. 炊出しの協力者、奉仕者名簿

8. 非常食備蓄目標

備蓄すべき品目及び目標数量は次のとおりである。

【食料品】	目標数量
アルファ米 白飯	15,750
アルファ米 五目ご飯	2,250
アルファ米 チキンライス	2,250
アルファ米 わかめご飯	300
チャーハン	2,250
きのこごはん	2,250
野菜がゆ	2,250
わかめうどん	4,500
乾パン	2,250
パン（美味しい非常食 せんいのめぐみパン）	2,250
ビスケット	4,500
ライスクッキー（ココナッツ風味・いちご味）	700
サバイバルフーズ クラッカー	6,750
※合計数量：48,250食	
【ミルク・哺乳瓶】	目標数量
育児用調整粉乳	12缶
育児用調整粉乳（ミルクアレルギー治療用ミルク）	4缶
哺乳瓶（使い捨てタイプ）	455本（91箱）
※1人1日当たり140g × 7日間 = 980g（約1kg）	
【飲料水】	目標数量
飲料水 500ml	63,000
生活水 2L	10,731
※1人1日当たり：3L	

第15節 被服等生活必需物資供給計画

災害により生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品を給与又は貸与する。

1. 実施責任者及び担当

1-1. 実施責任者

町長

(災害救助法が適用された場合は知事及びその権限を委任された町長)

1-2. 担当

厚生部

2. 対象者

生活必需品の供給の対象は、住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水の被害を受け、被服、寝具その他生活必需品をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

3. 給与又は貸与の方法

生活必需品の給与又は貸与の方法は次のとおりとする。

- ア. 給与又は貸与を行う品目及び数量は、高知県災害救助法施行細則の定める範囲内において、各世帯の被害程度及び世帯構成人員を勘案して決定する。
- イ. 物資の支給は現物により行う。
- ウ. 各世帯への配布は、地区長、民生委員等の協力を得て迅速かつ正確に行う。

4. 物資の調達

事前に財政事情の許す限り物資を備蓄しておくものとするが、なお不足するときは次の方法により調達する。

- ア. 事業者からの調達
- イ. 日本赤十字社高知県支部への配布要請
- ウ. 他市町村からの調達
- エ. 県への要請(【資料 29 応急援護物資交付実施要領(高知県)】参照)
- オ. 義援物資の活用

5. 物資の供給・調達における留意事項

生活必需品等の供給・調達は、次の事項に留意して行う。

- ア. 生活必需品の供給に当たっては、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮し、また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。
- イ. 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

6. 費用及び期間

【資料 26 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】参照。

7. 救援物資の集積場所

県から送付され、又は町において調達した救援物資は定められた場所に集積し、期間中の保管、管理については万全を期する。

8. 給与又は貸与の記録等

救助物資について記録するため次の簿冊を整理保存する。

- ア. 物資購入(配分)計画表
- イ. 物資給与及び受領簿
- ウ. 物資購入関係支払証拠書類
- エ. 物資受払簿
- オ. 備蓄物資払出証拠書類

第16節 給水計画

災害により飲料水が枯渇又は汚染して現に飲料水を得ることができない者に対して飲料水を供給するとともに、飲料水の確保を図る。

1. 実施責任者及び担当

1-1. 実施責任者

町長

(災害救助法が適用された場合は知事及びその権限を委任された町長)

1-2. 担当

建設産業部

2. 対象者

給水の対象は、災害のために現に飲料水を得ることができない者とする。

3. 給水量、給水方法

給水量、給水方法は災害の規模、場所等によりその都度本部長が指示する。

なお、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、補給水利の所在水量、利用方法等を調査しておくものとする。

3-1. 給水量

1人1日当たりの所要給水量は30程度とする。

3-2. 供給の方法

飲料水の供給は次のとおり行う。

- ア. ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等、現地の実情に応じた方法を適宜選択して行う。
- イ. 町のみで実施困難な場合には、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を求めて実施する。
- ウ. 非常災害時には、速やかに県に応援を要請し、次の方法により給水を行う。
 - ア. ろ水器の貸与を要請し、弘見川等の水を浄化して借上車両等により輸送する
 - イ. 山合に水源を求めビニールパイプ等を応急布設する

4. 給水機器等の確保

応急給水に必要な運搬車、給水容器等の資機材は、あらかじめ町において準備したものをを用いるが、不足する場合には、町内の事業者、他市町村、県等から調達する。

5. 給水施設の応急復旧

取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、次のとおり施設の応急復旧を行う。

- ア. 直ちに被害状況を調査し、復旧の計画を策定、公表する
- イ. 復旧工事を行う業者等と十分な連絡調整を行ながら、復旧工事を促進する
- ウ. 必要に応じて、近隣市町村及び県に応援を要請する

6. 給水のための費用及び供給期間

【資料 26 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】参照。

第17節 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理計画

1. 実施責任者及び担当

1-1. 実施責任者

町長

(災害救助法が適用された場合は知事及びその権限を委任された町長)

1-2. 担当

総務部・建設産業部

2. 応急仮設住宅の建設

住宅が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して、応急仮設住宅を建設する。

2-1. 設置戸数

設置戸数は、住宅減失世帯数の30%以内を原則とする。

2-2. 建物の規模、構造等

応急仮設住宅の規模、構造等の基準は次のとおりとする。

- ア. 建物の規模は、高知県災害救助法施行細則に定める範囲とする
- イ. 構造は1戸建・長屋建・アパート式建築のいずれでもよい
- ウ. 高齢者、障害者等の要配慮者に配慮した構造、設備とする

2-3. 非常災害の場合における応急仮設住宅に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合であって、避難所または応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められる場合には、当該災害が政令で指定される。

この場合において、政令で定める区域及び期間において町長が設置する応急仮設住宅については、消防法第17条の規定（消防用設備等の設置等）は適用されない。ただし、町は、上記規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講ずる。

2-4. 着工期間

災害発生の日から20日以内に着工し、1カ月以内に完了するように努める。

2-5. 供与期間

工事完了日から2カ年以内とする。

2-6. 入居対象者

応急仮設住宅への入居は、住居が全壊・全焼又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

入居に際しては、円滑な入居ができるよう努める。

3. 応急仮設住宅の運営管理

町は、次のことに留意して、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

- ア. 安心・安全の確保に努める
- イ. 孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケアに努める
- ウ. 入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める
- エ. 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する
- オ. 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する

4. 住宅の応急修理

災害のため住宅が半壊又は半焼し、日常生活に欠くことの出来ない部分の応急修理を自己資力でなし得ない者を対象に、その部分の応急修理を実施する。

住宅の応急修理は、高知県災害救助法施行細則に定める基準で行う。

5. 資材(原木等)及び労務の調達

町は、応急仮設住宅の建設や住宅の応急修理を行う建築業者等において資材、労務等の確保が困難な場合には、県の仮設住宅の払い下げ等の斡旋や労務の確保の斡旋を行う。

6. その他の支援

町は、上記のほか、住宅に被害を受けた被災者を支援するため、次の事項を行う。

- ア. 自己の資力で被災した住宅の再建又は補修を行おうとし、住宅金融支援機構等の融資を希望する者に対して積極的に指導を行うとともに、県に対し協力を要請する。
- イ. 災害状況により災害公営住宅(国庫補助3分の2)の建設等を検討し、県に対し協力を要請する。
- ウ. 公営住宅に空き部屋や空き家等がある場合、被災者用応急住宅としての一時使用を斡旋する。
- エ. 長期的な避難生活を送るための施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置する。

7. 記録等

応急仮設住宅を設置し、罹災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し、保管して

おこななければならない。

ア． 応急仮設住宅入居者台帳

イ． 応急仮設住宅用敷地貸借契約書

ウ． 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等

エ． 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

第18節 障害物除去計画

災害により住居又はその周辺に運ばれ、生活に支障をきたす木石等の障害物や、交通の支障となる道路上の障害物の除去についての措置を定める。

1. 担当

建設産業部

2. 道路上の障害物除去の実施者

道路上の障害物除去の実施者は次のとおりである。

ア. 道路、河川等にある障害物の除去はその道路、河川等の維持管理者が行う。

イ. その他の施設の障害物の除去はその施設の所有者又は管理者が行う。

対象	実施者
国道、県道	高知県
町道、農林道等	大月町
電柱、架線	NTT、電力、交通機関

3. 住居内の障害物除去の対象者

町は、次の者を対象に、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等の除去を行う。

ア. 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある者

イ. 自らの資力をもって当該障害物を除去することができない者

ウ. 住家が半壊又は床上浸水を受けた者

4. 除去の程度

除去の程度は次のとおりとする。

対象	除去の程度
道路上の障害物	道路交通を緊急に確保する程度
住居内の障害物	必要最少限度の日常生活を営み得る状態を回復する程度

5. 除去した障害物の集積場所

公用地であって交通並びに町民生活に支障のない場所を原則とする。ただし、災害の規模が大きい場合は私有地についてもその所有者と協議のうえ、一時集積場所とする。

また、最終の処理は用地を確保のうえ埋立する等実情にあった処置をとるものとする。

6. 労力、資材、器材の確保

あらかじめ所有者との間に必要な協定を締結して供給を受けるほか、必要に応じて地区民の協力又は自衛隊の派遣を要請する。

※【資料 30 町内建設業者等一覧表】参照

7. 除去の費用及び実施期間

【資料 26 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】参照。

8. 記録等

障害物の除去を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておくものとする。

- ア. 障害物除去の状況記録
- イ. 障害物除去費用支出関係証拠書類
- ウ. 障害物除去用機械器具修繕費支払簿

第19節 医療救護計画及び保健活動計画

地震や局地災害発生時に、町民の生命と健康を守るため、「大月町災害時医療救護計画」に基づき、負傷者等の救護及び収容、また被災者の健康管理にあたることとする。

1. 実施責任者及び担当

1-1. 実施責任者

町長

(災害救助法が適用された場合は知事)

※ただし、事態が急迫して知事の指揮を得るいとまがないと認めたときは救助の実施に着手する。この場合においては、直ちにその旨を知事に報告し、その後の処理に関し指揮を受ける。

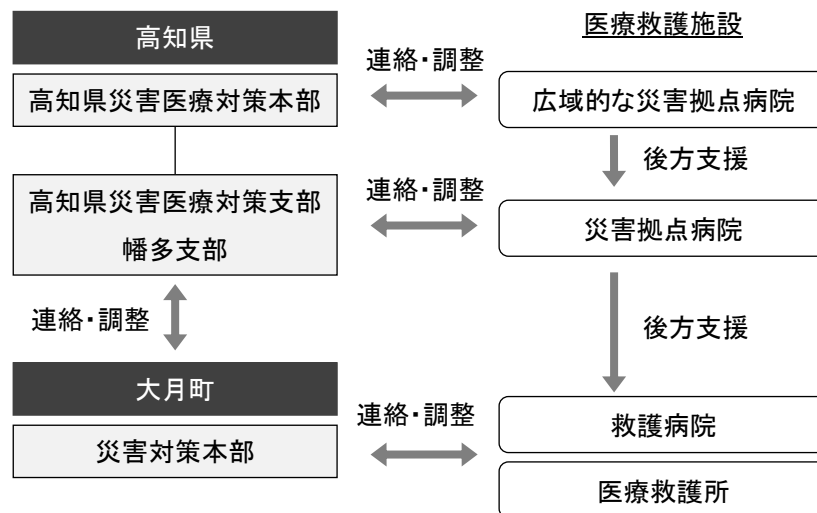
1-2. 担当

防災部、保健衛生部（保健班）、医務部

2. 災害時の医療体制

2-1. 災害時の医療体制

災害時の医療体制は次のとおりである。



2-2. 医療救護施設の指定状況及び活動内容

種類	指定医療機関	活動内容
医療救護所	大月病院 ※外来駐車場に設置する	ア. 重症患者、中等症患者、軽症患者の振り分け (以下「トリアージ」という。) イ. 軽症患者に対する処置 ウ. 必要に応じて重症患者及び中等症患者の対応処置 エ. 救護病院への搬送 オ. 災害拠点病院への患者搬送の手配 カ. 医療救護活動の記録 キ. 遺体搬送の手配 ク. その他必要な事項
救護病院	大月病院 ※一般外来のスペースに設置する	ア. トリアージ イ. 重症患者及び中等症患者の処置及び収容 ウ. 災害拠点病院への患者搬送の手配 エ. 医療救護活動の記録 オ. 遺体搬送の手配又は遺体の検案 カ. その他必要事項
災害拠点病院 (幡多支部)	幡多けんみん病院	ア. トリアージ キ. 救護病院で処置が困難な重症患者の処置及び収容 ク. 広域的な災害拠点病院への患者搬送の要請 ケ. 広域医療搬送拠点等への患者搬送の要請 (ヘリコプター等)
広域的な 災害拠点病院	高知医療センター 高知赤十字病院 高知大学医学部付属病院	コ. 市内の救護病院が被災し医療救護が困難な場合の重症患者及び中等症患者の処置及び収容 サ. 医療救護活動の記録 シ. 遺体搬送の手配 ス. その他必要な事項

3. 医療救護所及び救護病院における医療救護活動

3-1. 施設の開設

災害の発生後、医療救護活動を行う必要がある場合には、町災害対策本部長は速やかに保健衛生部長並びに医務部長に対して医療救護所の開設及び救護病院としての医療活動の開始を指示する。

なお、周辺の状況等から医療救護活動を開始する必要があると判断した場合には、町からの指示がなくとも医療救護活動を開始する。この場合においては、速やかに災害対

策本部にその旨を報告する。

3-2. 医療救護活動の実施者

医療救護所の組織は、医務部救護班と保健衛生部保健班の構成員からチームを組んで行い、救護病院の組織は、大月病院の組織をもって充てる。それぞれの医療スタッフについて、あらかじめ大月病院管理者と保健介護課長とで協議しておく。

要員が不足する場合には、保健衛生部長が町災害対策本部を通じて、県災害医療対策幡多支部に、支援を要請する。

3-3. 傷病者の受入れ状況等の報告

医療救護所及び救護病院は、施設・設備の被災状況や傷病者の受入れ可否等の状況を「こうち医療ネット」に入力するとともに、災害対策本部に報告する。以後、「こうち医療ネット」への入力は、発災後72時間までの間は、概ね1時間ごとに更新するように努める。

なお、「こうち医療ネット」への入力ができない場合は、院内状況等を防災行政無線又は衛星携帯電話（ファックスが使用できるときはファックス）で県災害医療対策支部（幡多支部）に報告する。

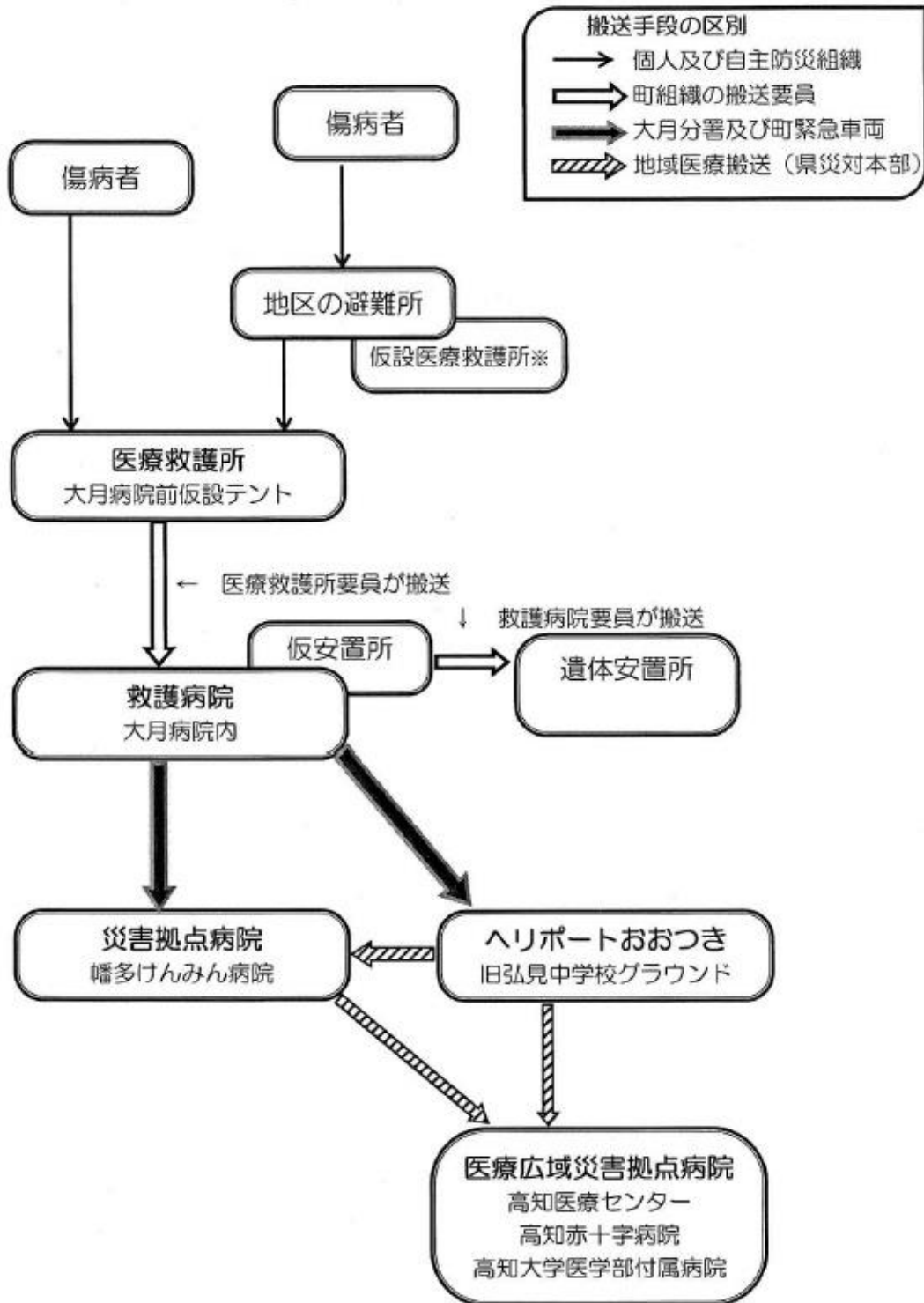
3-4. 医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品等が不足した場合、医療救護所及び救護病院は町災害対策本部に供給を要請する。

災害対策本部は、要請のあった医薬品等を供給するための調整を行う。

4. 負傷者の搬送

負傷者の搬送体制は、以下のとおりとする。



5. 臨時の医療施設に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害が政令で指定される。

この場合において、政令で定める区域及び期間で町長が開設する臨時の医療施設については、以下の特例が認められる。

- ・ 医療法第4章（医療施設の開設の許可や管理、監督等）の規定の適用除外
 - ・ 消防法第17条（消防用設備の設置義務等）の規定の適用除外
- ※上記にかかわらず、町は、消防のための必要な措置を講ずる。

6. 医療救護活動の実施期間

医療救護活動は、町災害対策本部長の指示により開始、終了し、その期間は、発災後における応急措置が概ね完了するまでとする。

（※なお、災害救助法に基づく医療の実施は災害発生の日から14日以内、助産は災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩したものに対して行うこととなっている。）

7. 保健活動

生活環境の悪化による被災者の健康状態の変化に対応し、被災者が健康な生活を送れるよう、関係機関の協力を得て次の事項を行う。

- ア. 保健活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。
- イ. 被災地域の住民の健康状態を把握し、健康相談、栄養指導、心のケアを含めた対策を行う。
- ウ. 要配慮者に対しては、健康相談や保健指導を優先的に実施する。
- エ. 住民の健康状態をもとに、必要に応じて医療機関等の関係機関と連携をとる。
- オ. 避難所等の環境整備について、厚生部と連携し対応する。
- カ. 災害時の食品の取り扱い等の注意事項について住民への周知を行う。

8. 記録等

医療救護活動を実施した場合に整備すべき記録等は次のとおりとする。

- ア. 医療助産券交付簿
- キ. 救護班診療記録
- ク. 救護班医療品衛生材料使用簿
- ケ. 救護班の編成及び活動記録
- コ. 医薬品衛生材料受払簿
- サ. 病院、診療所、医療実施状況
- シ. 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- ス. 助産台帳
- セ. 助産関係支出証拠書類

第20節 死体の搜索及び収容・埋葬計画

1. 実施責任者及び担当

1-1. 実施責任者

町長

(災害救助法が適用された場合は知事及びその権限を委任された町長)

1-2. 担当

防災部、治安部、救護班

2. 本計画の対象

本計画の対象は次のとおりである。

区分	対象
搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
処理	災害により死亡した者であって、その遺族等が混乱期のため死体識別等のための洗浄・縫合・消毒の処理、死体の一時保存あるいは検索を行うことが出来ない者
埋葬	災害により死亡した者であって、その遺族が資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難であり、又は遺族がいない者

3. 死体の搜索

死体の搜索は、次の要領で行う。

- ア. 搜索活動は、警察及び海上保安部等の協力を得て、消防団が実施する。
- イ. 上記のみでは搜索能力の限度を超えている場合は、隣接市町村等の応援を求める。
- ウ. 死体を発見した場合あるいは死体発見の届出を受けた場合は警察に届出を行う。
- エ. 死体発見の届出を受けた警察は、法令の定めるところにより必要な処置を講ずる。

4. 死体の収容

4-1. 死体収容所・安置所の開設

災害のため、死体の収容所・安置所の開設が必要と判断される場合には、神社、仏閣、学校等から適切な場所を選定し、死体収容所・安置所として開設する。

4-2. 死体の収容

発見された遺体は、死体収容所・安置所に収容し、身元の識別や埋葬が行われるまでの間、一時安置する。

5. 死体の検案

死体の検案は、関係法令に基づき、原則として県警察の検視班の指示により町の指定する検案所で医師が実施する。

また、次の事項に留意する。

ア. 迅速な検案を実施するため、検案所の環境整備を行う。

オ. 身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得る。

カ. 検案実施後、迅速に遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、検案所は安置所と連動できる場所にする。

6. 死体の処理

6-1. 身元の確認

遺体の身元が明らかでない場合は、警察、関係機関、民間団体の協力を得て、早期確認に努め、所持品、写真撮影、着衣を記録し、遺留品を保管する。

6-2. 死体の処理

混乱期のため遺族等が死体の洗浄・縫合・消毒等の処理や一時保存を行うことができない場合には、町がこれらの措置を実施する。

死体の処理及び死体の一時保存は衛生班が行うが、医療助産等を行っていて実施困難な場合は、一般開業医により行うことができる。

7. 死体の埋葬

死体の埋葬は、次の要領で行う。

ア. 町は、火葬場や、柩等埋葬に関する手配を速やかに行う。

キ. 死体の埋葬は原則として遺族が行うが、遺族が埋葬を行うことが困難なとき、又は遺族がいない場合には火葬により応急的な埋葬を行う。（災害救助法が適用された場合は高知県災害救助法施行細則に定めるところによる。）

ク. 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼する。

ケ. 遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬又は納骨堂に収蔵する。

8. 費用及び期間

【資料 26 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】参照。

9. 火葬等に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害により埋葬または火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害が政令で指定される。

この場合において、厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、期間を限って墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることとなっている。

10. 記録等

死体搜索、処理及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿を整備保存しておくものとする。

- ア. 死体搜索状況記録簿
- コ. 死体処理台帳
- サ. 埋葬台帳
- シ. 死体搜索、死体処理及び埋葬関係支払証拠書類
- ス. 死体搜索用機械器具燃料受払簿
- セ. 死体搜索用機械器具修繕費支払簿

第21節 防疫活動計画

被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想される。これを防止するため、町が行う防疫活動について定める。

1. 実施責任者及び担当

1-1. 実施責任者

町長（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、知事の指示に従って実施する）

1-2. 担当

保健衛生部（衛生班）

2. 防疫活動

2-1. 防疫活動の実施者

防疫活動の実施のため、保健衛生部衛生班は地区の応援を求めて防疫活動に当たる。

なお、該当地区が広範囲にわたる場合は、県災害本部幡多支部及び町職員を動員して行う。

2-2. 防疫活動の実施方法

防疫活動の実施方法は次のとおりである。

方法	内容
検病調査及び健康診断	必要に応じて、被災地域の住民を対象に、感染症の早期発見等を目的に検病検査及び健康診断を実施する。
家屋の消毒	浸水地域等を対象に、家屋内外、便所、給水給食施設等の清掃、消毒及び防疫用薬剤の配布を行う。
臨時予防接種	必要に応じて実施する。
住民への指導	浸水地域や避難所等の住民に対し、防疫薬剤の使用法や衛生上の保健指導を行う。
感染症対策	避難所や被災地域内で、感染症の発生の恐れがある場合は、大月病院や幡多福祉保健所など関係機関と連携を取り対処する。

2-3. 防疫用薬剤及び器具の確保

防疫活動に必要な医薬品等が不足した場合は、町災害対策本部に供給を要請する。町災害対策本部は、要請のあった医薬品等を供給するための調整を行う。

3. 記録等

防疫活動を行った場合は、次の書類、帳簿を整備保存しておくものとする。

- ア. 災害状況及び防疫活動状況報告書
- ソ. 検病調査及び健康診断状況記録簿
- タ. 清潔及び消毒状況記録簿
- チ. 防疫薬品資材受払簿
- ツ. 臨時予防接種状況記録簿
- テ. 防疫関係支払証拠書類等払出し証拠書類
- ト. 防疫関係機械器具修繕支払簿

第22節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

災害発生時において、動物を保護し、又は動物による危害を防止するため、県、住民及び民間団体等との協力体制を確立し、必要な対策を行う。

1. 担当

厚生部、建設産業部

2. 町の活動

町の活動内容は次のとおりである。

- ア. 地域における被害動物相談を行う。
- ナ. 災害死した動物の処理を行う。
- ニ. 家庭動物と同行避難した人が、家庭動物と一緒に避難生活ができるように支援する。
- ヌ. 動物救護本部が動物救護施設を町内で開設する場合は、建物又は用地の確保等に協力する。

3. 県の活動

県は、広域的に被害動物を把握し、民間団体等と協力して動物救護本部を立ち上げ、動物救護施設を開設する。

また、逸走した特定動物による危害の発生防止に努める。

4. 住民及び民間団体の活動

負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、動物救護施設に収容されている動物の飼育管理や健康管理を行う。

第23節 清掃計画

災害により排出され又は処理量の増加した廃棄物等を迅速確実に収集処理し、環境衛生の万全を期することを目的とする。

1. 実施責任者及び担当

1-1. 実施責任者

町長

1-2. 担当

建設産業部

2. し尿の処理

2-1. 被害状況の把握

町は、し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数を早急に把握する。

2-2. 下水道施設等の応急復旧

速やかに下水道施設等の応急復旧に努め、収集が可能になるまでの間は、素掘り、仮設便所等で処理するよう町民に対して指導する。

2-3. 仮設便所の設置

町は、必要に応じて貯留式仮設便所を設置する。仮設便所の設置及び汲み取りに当たっては、次の事項に留意する。

- ア. 設置場所については、立地条件を考慮し、漏えい等により地下水を汚染しない場所を選定する。
- ネ. 設置及び汲み取りは大規模避難地、集合住宅、住宅密集地を優先的に行う。
- ノ. 仮設便所の調達は業者から行うが、不足するときは県に緊急援護物資の提供を要請する。

2-4. し尿処理計画の作成

し尿処理計画を作成し、町民及び関係者に周知する。

【参考】し尿排出量・・・1日1人当たり484g

2-5. し尿の収集

し尿の収集は、被災後必要がある場合、直ちに幡西衛生処理組合の委託業者により行う。

被災地域が処理能力に比べ広範囲にわたる場合は、早急に各戸の便所の使用を可能に

するため、応急処置として便槽内の容量の1/5～1/4程度の汲み取りを行うことも検討する。

また、必要に応じて隣接市町村に収集車の応援を求める。

2-6. し尿の処理

し尿は、基本的にし尿処理場において処理する。施設が被災し、し尿処理に支障のある場合は、県又は他の市町村に処理を要請する。

3. 生活系ごみ（生活ごみ及び粗大ごみ）の処理

3-1. 生活系ごみの収集

町は、計画的な生活系ごみの収集を行うため、次の事項を行う。

- ア. 被害状況から災害時の生活系ごみの量を想定する。
- ハ. 人員の確保、物資の調達に努め、可能な限り早急に収集を開始する。
- ヒ. 収集体制が不十分な場合は、他の市町村等及び県へ協力要請を行う。
- フ. 生活系ごみの処理計画を作成し、町民及び関係者に周知する。
- ヘ. 貼紙や広報車等を使用し、収集の曜日、収集する品目、ごみ集積場所の位置、注意事項（分別の徹底など）を広報する。

3-2. 生活系ごみの処分

ごみの処分は次の要領で行う。

- ア. 生活系ごみの処分は、ごみ焼却施設で行うほか、埋立てなど、環境衛生上支障のない方法で行う。
- ホ. 収集量に焼却量が追いつかないとき等には、場内に仮置き場を設置することを検討するとともに、可燃物は早期に他の市町村等に協力を求めて処理し、不燃物は廃棄物処理業者による場外処理とする。
- マ. 生活系ごみには、危険物等を含むことが予想されるため、関係者の安全確保を行う。

3-3. 町民及び自主防災組織等の活動

町民及び自主防災組織は、次の事項を行う。

- ア. 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理するとともに、リサイクルに努める。
自分で処理できないものは、指定された最寄のごみ集積場所へ搬出する。
- ミ. ごみを搬出する場合は、分別を厳守する。
- ム. 仮集積場所のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

4. がれき・残骸物の処理

家屋、建物、構築物等の倒壊や、倒壊建築物等の解体撤去に伴って発生する多量のがれき等の災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、次の事項を行う。

- ア. 被害状況からがれき等の量を想定するとともに、処理に必要な人員・物資を算定し、調達する。
- イ. がれき等の処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知のうえ、計画的に処理を行う。
- ウ. 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- エ. 選別、保管、償却できる集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分場までのルートを確認する。
- オ. 損壊した建設物の残骸等、持ち運びの困難なものを集積場所及び処理場に運搬する。
- カ. がれきの粉砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。
- キ. アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を行う。
- ク. 町のみでは災害廃棄物の処理が困難な場合には、県及び他市町村に応援を要請する。
- ケ. がれき等には、危険物等を含むことが予想されるため、関係者の安全確保を行う。

5. 応援協力体制の整備

廃棄物処理の応援を求める相手方については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組み入れるとともに、協定書の締結等必要な体制を整えておく。

6. 廃棄物処理法の特例

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、基本法86条の5に基づき環境大臣が廃棄物処理特例地域を指定した場合には、廃棄物処理法に定める町または県の許可を得ずに廃棄物の収集、運搬及び処理を行うことができる。

また、この場合において、環境大臣は廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準を定めることとなっており、町は、同基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう指示する。

第24節 道路施設災害対策計画

災害により町の管理する道路施設が決壊、流失、埋没その他の被害を受け、交通が途絶した場合の応急対策は次の方法により実施する。

1. 担当

建設産業部

2. 道路施設の応急対策

救助活動及び応急対策活動を安全かつ円滑に実施するため、関係機関と協力して次の応急対策を行う。

状況	応急対策の内容
被害の程度が比較的僅少で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合	道路の補強、盛土、又は埋土の除去、橋梁部の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図る。
応急対策が比較的長期の時間を要する場合	被害箇所の上記応急対策と同時に附近の適当な場所を選定して一時的付替道路を開設し、道路交通の確保を図る。
一路線の交通が相当な程度途絶する場合	附近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。
道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合	同地域の道路交通網のうち、最も効果的で、しかも比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、集中的に応急対策を実施することにより必要最小限の緊急交通の確保を図る。また、必要に応じて、労務の確保、自衛隊の災害派遣要請、障害物除去等の措置を行う。

3. 人員、資機材の確保

町は、建設業者との応援協定等に基づき、道路施設の応急工事等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

4. 道路占用工作物の保全措置

道路占用工作物(電力、通信、水道その他)等に被害があった旨の情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者にその安全措置を命じ道路の保全を図る。

第25節 交通規制計画

災害のため損壊した道路を通行することによる危険を防止し、又は緊急輸送活動を効率的に実施するため、各種の規制及び応急措置を行う。

1. 担当

総務部、治安部

2. 破損箇所等における交通規制

町は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合や、復旧工事のため止むを得ないと認める場合は、交通規制を行うものとする。

交通規制は次の手順により行う。

2-1. 被災状況の調査及び応急措置

治安部は、被災地及びその付近の現地状況を調査するとともに、警察署長と連絡し、交通規制、迂回の誘導等の応急対策を講じる。なお、交通規制等に必要な道路標識等はあらかじめ整備しておくものとする。

2-2. 交通規制の確定

町は、県警察本部と協議し、交通規制を確定する。

3. 緊急輸送確保のための交通規制

被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認める時は、県公安委員会に要請して次の処置をする。

ア. 交通が輻湊し、緊急輸送の円滑を阻害している状況にあるときは、緊急の度合に応じて車両別通行規制をする。

リ. 上記の規制により通行を制限された車両に対しては、迂回路線の設定又は時間的解除等により便宜を与える。

4. 交通規制情報の周知

通行止め、車両通行止め、車種別通行止め等の通行規制をした場合には、適当な分岐点、迂回路線に指導標識板を設置するとともに、速やかに広報車による広報活動及び報道機関を通じた住民等への周知を行う。

5. 緊急輸送車両の証明

交通規制中において、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の応急措置を行うため、当該規制区間を通行する必要がある場合には、知事又は県公安委員会に申出て緊急輸送車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

6. 交通規制時の車両の運転者の義務

通行禁止等が行われたときは、車両の運転手は、災害対策基本法第76条の2の規定に基づき、通行禁止区域外へ移動するか緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

第26節 輸送計画

災害時における被災者の運送や、災害対策用資材及び救助物資の輸送の方法等について定める。

1. 実施責任者

輸送車両の確保並びに配車は総務部及び防災部が担当する。

輸送の実施は各部担当班が行う。

2. 緊急輸送の優先順位

緊急輸送活動は次の優先順位で行う。

段階	活動内容
第1段階	ア. 救助・救急活動 ル. 消防・水防活動 レ. 国及び地方公共団体の応急対策活動 ロ. ライフライン事業者の応急復旧活動 ワ. 緊急輸送施設等の応急復旧、交通規制活動
第2段階	ア. 第1段階の継続 ヲ. 給食・給水活動 ン. 負傷者等の被災地外への輸送活動 ア. 輸送施設の応急復旧活動
第3段階	ア. 第2段階の継続 イ. 復旧活動 ウ. 生活救援物資輸送活動

3. 輸送手段

輸送活動は、陸上輸送、海上輸送、航空輸送等のうちから適切な方法を選択して行う。
各手段による輸送活動の実施方法は次のとおりである。

区分	実施方法
陸上輸送	<p>ア. 町有車両又は直接調達できる車両を用いて行う。（【資料 31 大月町における車両】参照）</p> <p>イ. 被災者又は緊急物資の輸送に際しては、高知陸運支局と連絡をとり、公共企業体及び業者所有の車両を活用する。</p> <p>ウ. 輸送力の確保が困難な場合は、県、自衛隊、その他関係機関の応援を求めて実施する。</p>
海上輸送	<p>ア. 直接調達できる舟艇を用いるほか、四国運輸局高知運輸支局を通じて海上輸送業者の所有船を活用する。</p> <p>イ. 緊急を要する輸送については、海上保安庁、自衛隊又は関係機関等に要請して行う。</p> <p>ウ. 港湾管理者等は、緊急輸送のため、岸壁を確保する。</p> <p>エ. 町は、陸揚げ等に必要な人員を確保する。</p>
航空輸送	<p>ア. 県消防・防災ヘリコプター又は自衛隊ヘリコプターの派遣要請を知事に要請して行う。</p>

4. 緊急通行車両の妨げとなる車両の移動等

4-1. 占有者等への移動命令

町は、自らが管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合においては、災害対策基本法第76条の6に基づき、区間を指定して、緊急通行車両の妨げとなる車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することその他の必要な措置をとることを命ずる。

この場合においては、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知する。

4-2. 町による車両移動等の措置

町は、次の場合においては、自ら車両移動等の措置を講ずる。

この場合において、町は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ア. 車両移動等の措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

イ. 命令の相手方が現場にいない場合

ウ. 道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に移動等の措置をとらせることができないと判断した場合

4-3. 土地の一時使用等

町は、4-1 及び 4-2 に定める措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

5. 広域輸送拠点の確保

輸送活動を円滑にするため、必要に応じて広域輸送拠点を開設し、その周知徹底を図る。

6. 緊急輸送のための燃料確保

輸送活動を円滑に行うため、燃料の調達・供給体制の整備を図る。

7. 記録等

車両人夫等を借上げて物資及び人員を輸送したときは、次の書類、帳簿等を整備し保存しておくものとする。

- ア. 輸送記録簿
- イ. 輸送関係支払証拠書類
- ウ. 輸送用燃料及び消耗品受払簿
- エ. 修繕費支払簿

第27節 労務供給計画

災害応急対策を迅速的確に実施するため、奉仕団の動員、労務者の雇上げ、必要な場合における近隣の者の協力等を確保する。

1. 担当

総務部・厚生部

2. 奉仕団の編成及び活動内容

2-1. 奉仕団の受入れ

町は、日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団や他のボランティア団体等から労務の提供の申し入れがあったときには、活動拠点の提供や、被災地におけるボランティアニーズの把握等、効率的な労務の提供を受けるための必要な調整に努める。

ボランティアの受入れに際しては「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮する。

2-2. 奉仕団の編成

奉仕団は各団体別に編成し、総務部はその奉仕活動について各部と協議の上、人員を配分する。

2-3. 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は次のとおりである。

- ア. 炊出し
- イ. 救援物資の整理運搬
- ウ. 飲料水の供給
- エ. 清掃及び防疫
- オ. 交通規制整理
- カ. 被害調査
- キ. その他災害応急措置のうち危険を伴わない作業

2-4. 帳簿の整備

奉仕団の奉仕を受けた場合は次の事項について記録簿を作成整理しておくものとする。

- ア. 奉仕団の名称及び人員、又は氏名
- ク. 奉仕した作業内容及び期間
- ケ. その他参考事項

3. 労務者の雇上げ

活動要員及び奉仕団の人員が不足する場合や、特殊作業のための労力が必要なときは労務者を雇用する。

3-1. 労務者の確保

労務者の雇用は、各部班の労務供給要請に応じて総務部が行う。なお、労務者が不足し、又は雇用ができないときは、県を通じて職業安定所へ斡旋を要請する。

3-2. 労務者の雇用を行う範囲

労務者の雇用は、災害応急対策並びに救助の実施に必要な範囲で行う。

なお、災害救助法に基づいて労務者の雇用を行う場合の労務の範囲は次のとおりである。

- ア. 罹災者の避難誘導労務
- コ. 医療及び助産における患者の移送労務
- サ. 罹災者の救出のための労務及び当該救出に要する機械器具、資材の操作、運搬の労務
- シ. 飲料水の供給のための運搬、操作及び浄水用薬品の配布等の労務
- ス. 救助用物資の整理、輸送及び配分等の労務
- セ. 死体の捜索に必要な労務
- ソ. 死体の処理に必要な労務

3-3. 労務者の雇用期間

労務者を雇用する期間は、災害応急対策の開始から終了までの間の必要な期間とする。

なお、災害救助法に基づく労務者の雇用期間は、当該救助の実施が認められる期間以内となっている。

労務の区分	救助の実施期間
罹災者の避難誘導等	災害発生の日及び発生のおそれのある日 1日程度
医療における患者の移送	災害発生の日から14日以内
助産における患者の移送	分娩した日から7日以内
罹災者の救助	災害発生の日から3日以内
飲料水供給に要する作業	災害発生の日から7日以内
被服寝具その他生活必需品の整理輸送配分等	災害発生の日から10日以内
教科書の配分等	災害発生の日から1カ月以内
その他学用品の配分等	災害発生の日から15日以内
炊出し用食糧品の整理等	災害発生の日から7日以内
医療品、衛生材料の整理等	災害発生の日から14日以内
死体の捜索に必要な作業	災害発生の日から10日以内
死体の処理に必要な作業	災害発生の日から10日以内

※上記の期間は、災害の規模等により内閣総理大臣の承認を得て延長されることがある。

3-4. 労務者の賃金

雇上げ労務者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

4. 労務応援要請

本部長は、災害応急対策及び災害救助を実施するに当たり、人員が不足し、また奉仕団体の動員並びに労務者の雇用が不可能なときは、次の応援要請事項を示して県本部へ応援を要請する。

- ア. 応援を必要とする理由
- タ. 従事場所
- チ. 作業内容
- ツ. 人員
- テ. 従事期間
- ト. 集合場所
- ナ. その他参考事項

5. 従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、次の要領によって、従事命令、協力命令を発することができる。

5-1. 従事命令、協力命令の種類と発令権者

従事命令、協力命令の種類及びその発令権者は次のとおりである。

根拠法律	命令区分	対象作業	発令権者
災害対策基本法第65条	従事命令	災害応急対策業務全般	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長 警察官、海上保安官、自衛官(市町村長及びその職権を行う職員がその場にいない場合)
災害救助法第7条	従事命令	災害救助法に基づく救助に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 知事
災害救助法第8条	協力命令		
災害対策基本法第71条	従事命令 協力命令	災害応急対策業務(災害救助法に基づく救助に関する業務を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 知事 市町村長(委任を受けた場合)
消防法第29条5項	従事命令	消防作業	<ul style="list-style-type: none"> 消防吏員、消防団員
水防法第24条	従事命令	水防作業	<ul style="list-style-type: none"> 水防管理者、水防団長、消防機関の長

5-2. 命令対象者

従事命令、協力命令の対象者は次のとおりである。

命令の種類	対象者
災害対策基本法第65条に基づく従事命令	<ul style="list-style-type: none"> 市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

命令の種類	対象者
災害救助法第7条に基づく従事命令、災害対策基本法第71条に基づく従事命令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、歯科医師又は薬剤師 ・ 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ・ 土木技術者又は建築技術者 ・ 大工、左官又はとび職 ・ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ・ 鉄道事業者及びその従業者 ・ 軌道経営者及びその従業者 ・ 自動車運送事業者及びその従業者 ・ 船舶運送業者及びその従業者 ・ 港湾運送業者及びその従業者
災害救助法第8条に基づく協力命令、災害対策基本法第71条に基づく協力命令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助を要する者及びその近隣の者
消防法第29条5項に基づく従事命令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の現場付近にある者
水防法第24条に基づく従事命令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内に居住する者又は水防の現場にある者

5-3. 特定公共機関の職員の派遣要請

町は、災害対策基本法第29条の規定に基づき、必要に応じて特定公共機関（指定地方行政機関又は指定公共機関のうち、内閣総理大臣が指定するもの）に対し、職員の派遣を要請する。

6. 海外からの支援の受入れ

海外からの支援の受入れについては、外務省等の指示による。

7. 記録等

労務者を雇用したときや、奉仕団の奉仕を受けたときは、次の書類、帳簿を整備しておくものとする。

- ア. 出役表
- ニ. 賃金台帳
- ヌ. 奉仕団の名称及び人員、氏名
- ネ. 奉仕した作業内容及び期間
- ノ. その他参考事項

第28節 文教対策計画

1. 担当

教育部

2. 児童・生徒の安全確保

学校は、次の事項を反映した「学校防災（地震・津波災害）対応マニュアル」を作成し、災害発生時の児童・生徒等の安全確保に努める。

- ア. 避難経路の安全確認を行ったうえで、児童・生徒をより安全な場所へ避難させる。
- ハ. 速やかに児童・生徒の安否確認及び施設・設備の被害状況の把握を行う。
- ヒ. 帰宅経路の安全確認を行ったうえで、集団下校、教職員等による引率又は保護者への直接引き渡し等の方法により、児童・生徒を下校させる。
- フ. バスによる登下校中に災害が発生した場合を想定して、運営事業所と十分協議したうえで、児童・生徒の安全が確保できる計画を策定する。
- ヘ. 登下校中における被害者については、学校保健安全法に準じて適切な措置を行う。

3. 文教施設の応急復旧対策

文教施設が被災した場合の応急対策は、災害の種類・規模等によってそれぞれ異なるが、原則として次の要領により応急対策を行う。

- ア. 全壊の場合は、実情を精査のうえ、校舎の再建・仮校舎の建設の計画をたて、その具体化を計る。
- ホ. 半壊等の場合は、被害の程度を充分把握し、校舎の補修等の措置を行う。

4. 応急教育の実施

校舎等が被災した場合には、係員を現地に派遣して被災状況を十分調査するとともに、学校長、PTA 等関係者と協議して次の方法により応急教育を実施する。この場合においては、その実情を住民に周知することとする。

- ア. 校舎が使用不能の場合は、その再建又は仮校舎の建設までの間、他の使用可能な学校や公共施設を臨時的に活用する。
- マ. 被害の程度によっては臨時休校の措置をとり、夏休み等の振替授業により授業時間を確保する。
- ミ. 教育環境が平常時と異なることに留意し、補習授業の実施等により教育内容の充実に努める。

5. 教材教具の調達・配給方法

一般的な災害対策用物資は、総務部の総合的な調達計画によって行うが、教材備品・教具等特殊な物品については、教育部が関係業者より調達する。このため、平素の在庫数等を調査把握しておき災害に備えるものとする。

5-1. 教科書の調達

学校別、学年別、使用教科書毎にその不足する数量を速やかに把握して県に報告し、県からの指示に基づき教科書供給書店等より供給を受ける。また、他の学校及び他の市町村に対し、使用済の古本の供与を依頼する。

5-2. 学用品の調達

県より送付されたものを配布する他、県の指示により調達する。

5-3. 支給品目及び給与の期間

【資料 26 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】参照。

6. 給食の実施

ア. 完全給食を実施している小・中学校については、児童生徒等に対し、原則3食（保護者等に引き渡すまでの間）、非常食より給食を行う。

■完全給食学校

・大月中学校・大月小学校

ム. 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、給食の実施に努める。

メ. 学校が避難所となった場合には、給食施設・設備が罹災者用炊き出しの用に供されることが予想されるため、学校給食との調整に留意する。

7. 罹災職員、児童の健康管理

被災学校の職員、児童、生徒の健康管理のため、次の事項を行う。

ア. 必要に応じて、感染症予防接種や健康診断を保健所に依頼して実施する。

モ. メンタルケアを必要とする者に対し、相談事業を実施する。

8. 教育実施者の確保

教育部長は、教育職員の多くが被災し応急教育の実施に支障がある場合には、直ちに県へ教員の臨時配置及び補充措置を要請する。

9. 記録等

学用品の給与を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておくものとする。

- ア. 学用品購入配分計画表
- ヤ. 学用品交付簿
- ユ. 学用品受払簿
- ヨ. 学用品購入関係支払証拠書類

第29節 農林水産業対策計画

災害による農地、農業用施設、農作物、家畜、家禽、林産物及び水産施設等に対する被害防除の措置について定める。

1. 担当

建設産業部

2. 農業用施設及び農作物に対する応急措置

2-1. 農地及び農業用施設に対する措置

町は、農業協同組合等農業団体の協力を得て、次の対策を行う。また、状況によっては、応急工事実施のための資器材の確保等に努め、その万全を期する。

- ア. 河川の氾濫等により農地が冠水した場合の排水作業
- イ. 灌漑ポンプ施設の保全
- ウ. ため池の警戒及び応急措置
- エ. 用排水路の取水堰等の応急措置

2-2. 農作物に対する措置

町は、気象状況を事前に察知し、各農業団体に通報し災害に対する防災処置を指導する。

災害発生後は、速やかに農業団体の協力を得て状況を把握し、直ちに実態に即した作物別の技術対策をたて、広報活動、団体指導及び必要に応じ個別指導を行う。また、種苗、資材のあっ旋、融資等の処置を講ずる。

3. 家畜、家禽等に対する応急措置

町は、諸団体の協力のもとに被災地の家畜、家禽に関する次の対策を講ずる。

- ア. 家畜、家禽の処置及び飼養管理についての現地指導
- イ. 飼料の確保（※緊急を要する飼料等については、状況により県に対して放出又はあっ旋を依頼する）
- ウ. 患畜被害調査、防疫指導及び汚染地域の消毒等の防疫対策

4. 林業に対する応急措置

町は、森林所有者、種苗経営者及び森林組合に対し、風倒木、被災苗木の処理及び病害虫の防除について技術指導等を行うとともに、山林種苗の供給等について県に協力を要請する。

また、県とともに林道治山施設等の安全管理、防災措置、被害箇所を早期復旧を行う。

5. 水産施設等に対する応急措置

町は、気象台から高潮高波に関する注意報、情報を受領し、水防上対策が必要な時は、漁船及び水産施設等の関係者へ連絡するとともに、応急措置を講ずるよう指導する。

6. 凍霜害対策

町は、気象台から発表される霜に関する注意報、情報を受領したときは、各農業団体、関係者に通報して農家の注意を喚起するとともに、事前に必要な措置を講じさせる。

第30節 義援金品の受付、配分

災害発生時に各方面から寄託される義援金品の受付や、これらの配分等について定める。

1. 担当

厚生部

2. 義援金品の受付

2-1. 義援金の受付

厚生部が受け付けて寄託者に領収書を交付するとともに、会計管理者名義の預金口座に預け入れる。

2-2. 義援物資の受付

厚生部が受け付けて寄託者に受領書を交付するとともに、これを保管する。

3. 義援金品の募集

3-1. 募集の方法

災害の状況によっては、義援金品の募集を行う。義援金品の募集は、次の方法で行う。

- ア. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を求める。
- イ. 立看板、ポスターを掲示する。
- ウ. 各種団体、関係機関を通じて一般の人に呼びかける。

3-2. 募集に当たっての周知事項

義援金品の募集にあたっては、必要とする物資の種類、数量及び送り先を周知して行う。また、品名及び数量を明示する等、円滑かつ迅速な仕分け、配送が行える梱包とするよう併せて依頼する。

3-3. 国及び被災地以外の地方公共団体の措置

国及び被災地以外の地方公共団体は、必要に応じて義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

4. 義援金品の配分

義援金の配分については、義援金収集体と配分委員会を組織して配分率及び配分方法を決定し、罹災者に対する適正かつ円滑な配分を行う。

また、義援物資は、厚生部の責任において、被災地のニーズに応じて適宜配布する。

第31節 自衛隊派遣要請計画

災害により、人命又は財産保護のため緊急の必要がある場合に行う自衛隊の災害派遣要請の手続きや、派遣部隊の受け入れ体制の整備について定める。

1. 担当

総務部

2. 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請は、次の活動の範囲内において、人命救助及び財産保護のための緊急の措置を必要とする場合に行うことができる。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、船舶、航空機等による偵察
避難の援助	誘導、輸送
遭難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者の捜索
水防活動	堤防護岸等への土のう積みなど
消防活動	消防機関と協力した消火活動
道路等交通上の障害物の排除	放置すれば人命、財産の保護に影響がある障害物の除去
応急医療、救護及び防疫の支援	応急医療活動等への支援
通信支援	被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援
人員・物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救護物資の輸送支援
炊飯及び給水等の支援	被災者に対する炊飯、給食・給水及び入浴の支援
宿泊支援	被災者に対する宿泊支援
危険物等の保安、除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の保安措置及び除去
その他	その他知事が必要と認める事項

（【資料32 災害派遣に関する高知県知事と陸上自衛隊第2混成団施設隊長との協定書】参照）

3. 災害派遣要請要領

3-1. 知事への災害派遣要請要求

各部長は、自衛隊の災害派遣を要する場合は、本部長に対し災害派遣要請要求を行うよう依頼する。

本部長は、前記の依頼があった場合には、速やかに本部会議において必要事項を検討し、直ちに災害派遣要請書を知事（県危機管理部危機管理・防災課長）へ提出する。この

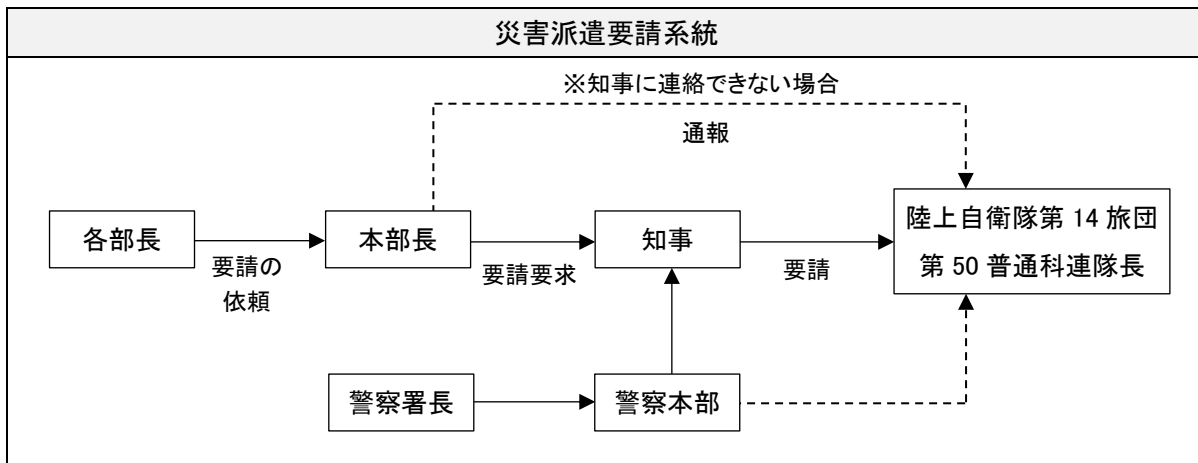
場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。

なお、緊急を要するときは口頭又は電話等により連絡し、事後派遣要請書を提出する。

(【資料33 災害派遣に関する様式】参照)

3-2. 知事に連絡できない場合の要請方法

本部長は、知事と連絡が取れない場合や、緊急を要するため知事に連絡するいとまがない場合には、速やかに最寄りの自衛隊に状況を連絡する。



3-3. 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）

自衛隊は、災害の状況から、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣する。自主派遣の基準は次のとおりである。

- ア. 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき
- ロ. 直ちに救援の措置を取る必要が認められるとき
- ワ. 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関すると認められるとき
- ヲ. その他上記に準じ、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

4. 災害派遣部隊の受入れ体制

4-1. 受入れ準備

県知事から災害派遣の通知を受けたときは、次の事項を行い、派遣部隊の受入れに万全を期する。

- ア. 自衛隊の宿泊施設(場所)及び車両の保管場所を準備する。
- ン. 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- ア. 部隊到着後速やかに活動が開始できるように、内容、所要人員及び資器材等の確保について計画を立てる。
- イ. ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受け入れに必要な準備をする。なお、ヘリポートとして使用可能な箇所をあらかじめ選定するとともに、自衛隊に通知するものとする。

4-2. 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議・調整のうえ、必要な措置をとる。

また、到着後及び必要に応じて、次の事項を県に報告する。

- ア. 派遣部隊の長の官職氏名
- ウ. 隊員数
- エ. 到着日時
- オ. 従事している作業内容及び進捗状況

4-3. 作業計画及び資材等の準備

自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、先行性のある計画を立て、作業実施に必要なとする資材を準備するとともに、諸作業に関係ある管理者等との調整を図る。

また、作業実施に必要な物資、資材等の調達が困難又は不可能な場合は、県へ要請する。

5. 災害救助のための無償貸与及び譲渡

5-1. 無償貸与

自衛隊は、次の期間の範囲内で、応急復旧のため特に必要な物品を貸し付けることが出来る。

- ア. 災害救助法による救助を受けられるまでの期間
- カ. 災害救助のため必要な期間（3ヶ月以内）

5-2. 譲渡

自衛隊は、緊急を要するときは、食料品、飲料水、医薬品等の救援物資を譲渡することが出来る。

6. 災害派遣期間における権限

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条、第64条、第65条及び第76条の3第3項の規定に基づく権限を有する。

7. 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、派遣要請手続きの場合に準じて撤収要請書を提出し、自衛隊の撤収要請を行う。

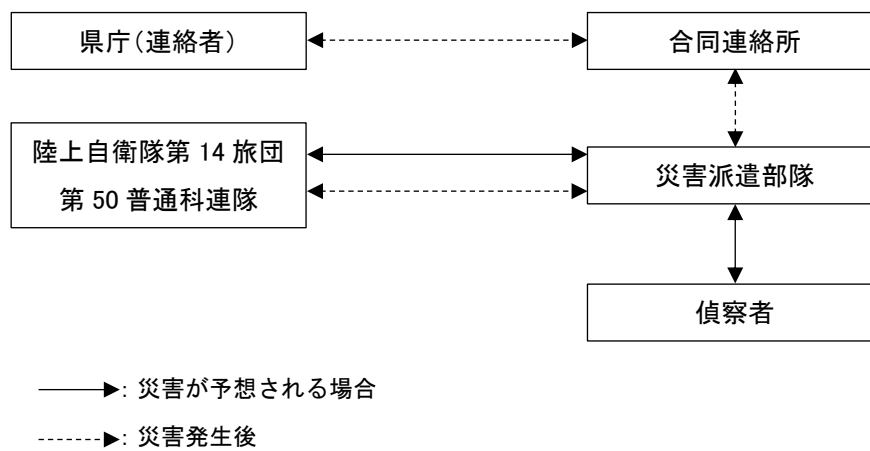
（【資料33 災害派遣に関する様式】参照）

8. 費用の負担区分

派遣部隊の活動に伴う費用の負担区分は次のとおりである。

負担区分	費用の内容
自衛隊	派遣部隊等の給食・装備器材、被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費（離島に対するフェリーの経費を除く。）
県又は町	活動のための資機材、宿泊施設等の借上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等に要する経費

参考：災害派遣時における自衛隊の通信組織



第4章 災害復旧計画

<本章の構成>



<町担当課一覧>

節	町担当課
第1節 復旧・復興の基本方針	危機管理室、総務課
第2節 計画的復興の進め方	総務課
第3節 公共施設の災害復旧	総務課、建設環境課、町民福祉課、大月病院、教育委員会
第4節 災害復旧に伴う財政援助の確保	総務課、建設環境課、町民福祉課、産業振興課、保健介護課、教育委員会
第5節 民間施設等の災害復旧資金対策	総務課、産業振興課、税務課、町民福祉課

第1節 復旧・復興の基本方針

1. 復旧・復興の基本方向の決定

迅速な現状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討を行い、復旧・復興の基本方向を決定する。

また、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

2. 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら計画的に行う。

その際、復旧・復興のあらゆる場・組織における女性及び障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

3. 国、県等への協力要請

復旧・復興対策は、必要に応じて、国、県等に対し、職員の派遣、財政援助その他の協力を求めながら推進する。

第2節 計画的復興の進め方

1. 復興計画の作成及び遂行

被災地の復興を可及的速やかに実施するため、次の要領で復興計画を作成・遂行する。

- ア. 国及び県が作成する復興計画の基本方針を踏まえ、復興計画の区域、目標、その他復興に関して基本となるべき事項等を定めた復興計画を作成する。
- イ. 復興計画の迅速、的確な作成と遂行のための体制整備（県、国、関係機関との連携）を行う。
- ウ. 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- エ. 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進める。
- オ. 必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

2. 災害に強いまちづくり

復興計画の作成及びその実施は、次の事項に留意しながら推進し、災害に強いまちづくりを目指す。

項目	方針
災害に強く、より快適なまちの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ア. 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施する。 イ. 計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努める。 ウ. 障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
復興のための市街地の整備改善	<ul style="list-style-type: none"> エ. 被災市街地復興特別措置法等を活用する。 オ. 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努める。 カ. 土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を図る。
河川等の治水安全度の向上等	<ul style="list-style-type: none"> キ. 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努める。 ク. 公園等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用など防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と強力を得るよう努める。
既存不適格建築物の解消	<ul style="list-style-type: none"> ケ. 防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
新たなまちづくりの展望等	<ul style="list-style-type: none"> コ. 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行なう。
石綿の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> サ. 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第3節 公共施設の災害復旧

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため、迅速に実施する。

1. 災害復旧事業計画

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

- ア. 公共土木施設災害復旧事業
(河川、海岸、道路、港湾、漁港等)
- イ. 農林水産施設災害復旧事業
- ウ. 農業土木施設災害復旧事業
- エ. 上水道施設災害復旧事業
- オ. 下水道施設災害復旧事業
- カ. 住宅災害復旧事業
- キ. 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業
- ク. 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- ケ. 学校教育施設災害復旧事業
- コ. 社会教育施設災害復旧事業
- サ. その他災害復旧事業

2. 災害復旧事業の推進における留意事項

災害復旧事業は、次の事項に留意して推進する。

- ア. 物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- イ. 国による災害査定の実施が容易となるよう、所要の措置を講ずる。
- ウ. 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- エ. 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努める。
- オ. ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。
- カ. 県警察は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

3. 激甚災害の指定促進

災害が発生した場合は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮の上、速やかに被害状況等を調査し県に報告するとともに、県と連携を図りながら、指定の促進に努める。

4. 資金の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担する財源を確保するための所要の措置を講ずる。また、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合、災害つなぎ資金の確保に努める。

※災害復旧に伴う国及び県による財政援助の種類については次章を参照。

第4節 災害復旧に伴う財政援助の確保

1. 災害復旧事業に伴う財政援助

災害復旧事業費の決定は、知事、町長の報告、資料及び実施調査等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）に基づき援助される事業は次のとおりである。

事業名	根拠法令等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法3条	激甚法3条1項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法3条	〃
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法8条3項	〃
農林水産施設災害復旧事業	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律3条	激甚法5条1項
都市施設災害復旧事業 (街路・公園・流域下水道・公共下水道・都市下水路)	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	—
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法75条	激甚法3条1項
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法53条	〃
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法26条	〃
身体障害者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法37条、37条の2	〃
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法25条・26条	〃
感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第59条・第61条第3項	〃
感染症指定医療機関災害復旧事業	—	〃
堆積土砂排除事業	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	〃
湛水排除事業	—	〃
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法3条	激甚法8条1項
共同利用小型漁船の建造	—	激甚法11条
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法2条	激甚法12条

事業名	根拠法令等	
	通常災害	激甚災害
事業協同組合等施設災害復旧事業	—	激甚法 14 条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	激甚法 16 条
私立学校施設災害復旧事業	—	激甚法 17 条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法 8 条 1 項	激甚法 22 条
上水道、簡易水道災害復旧事業	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	—
し尿処理施設、ごみ処理施設災害復旧事業	廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱	—
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 22 条	—
公的医療機関災害復旧事業	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱	—

2. その他の財政援助

災害復旧事業に伴う財政援助の他、次のような国・県による財政援助や特例措置が定められている。

援助の内容	根拠法令等
水防資材費の補助	水防法第 44 条、激甚法 21 条
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に要する費用の援助又は貸付け	災害弔慰金の支給等に関する法律第 7 条、第 11 条、第 12 条
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	激甚法第 24 条
普通交付税の繰り上げ交付	普通交付税に関する省令第 54 条

第5節 民間施設等の災害復旧資金対策

被災した民間施設の早期復旧を図るために必要な復旧資金、復旧資材等について斡旋指導を行うとともに、住宅の復旧資金、生業資金の融資の斡旋等、被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努める。

1. 農林漁業復興資金に関する支援

被災した農林漁業施設の復旧や農林漁業者の経営再建に資するため、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対して行われる支援には次のものがある。

融資の種類	概要
天災融資法に基づく融資	暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者に対し、農協等の融資機関により行われる経営資金の融資。町は、被災農林漁業者がより低利に借受けることができるよう融資機関に利子補給を行う。
日本政策金融公庫による融資	災害による被害を受けた農林漁業者に対し、日本政策金融公庫より次の資金の融資が行われる。 ア. 農林漁業セーフティネット資金 イ. 農林漁業施設資金 ウ. 農業基盤整備資金 エ. 林業基盤整備資金 オ. 漁業基盤整備資金・漁船資金
県による融資	暴風雨等による災害で著しい被害を受けた農林漁業者等に対し、復旧又は再生産等に必要な資金を融資する。

2. 中小企業復興資金に関する支援

被災した中小企業者における資金対策のため、次のような支援制度が定められている。町は、これらの融資が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

制度の名称	概要
小規模事業者経営改善資金融資 (マル経融資)	商工会議所・商工会・県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。
生活衛生改善貸付	生活衛生同業組合（組合が設立されていない場合は県生活衛生営業指導センター）の実施する経営指導を受けることによって、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。
災害復旧貸付	災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資するもので、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において受付が行われる。

制度の名称	概要
高度化事業 (災害復旧貸付)	大規模な災害により、既往の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設等が罹災し、当該施設の復旧を図る場合又は施設等の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金を貸し付ける制度。
災害関係保証	金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度。
セーフティネット 保証	震災被害に限らず、業況が悪化している中小企業者が金融機関から経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度。

3. 経済復興対策

地場産業、商店街の復興や被災者の就労できる環境の確保に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努める。

4. 生活資金の援助

被災者の自立的な生活再建のため、次のような資金援助を行う。

主体	支援の種類	内容
町	災害弔慰金の支給	災害のため死亡した者の遺族に対して支給する。
	災害障害見舞金の支給	災害のため重度の障害を受けた者に対して支給する。
	災害援護資金の貸付け	災害のため負傷又は住宅、家財に被害を受けた者のうち、所得が一定の範囲内の者に対して生活資金を貸し付ける。
社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付け	災害のため被害を受けた低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な資金を貸し付ける。
県	被災者生活再建支援金の支給	災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して資金を支給する。
	母子・寡婦福祉資金の償還金支払猶予	災害のため、母子・寡婦福祉資金の貸し付けを受けた者が支払いの期日に償還することが困難になった場合に、償還金の支払いを猶予する。

5. 税及び医療費等負担の減免等

税についての期限の延長、徴収猶予及び減免や、国民健康保険制度等における医療費負

担の減免及び保険料の減免等を行い、被災者の負担の軽減を図る。

また、災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その実態に応じ生活保護法等により自立更正を支援する。

6. 住宅確保の支援

住宅に被害を受けた被災者に対し、住宅確保のための次の支援を行う。

- ア. 恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行う。
- イ. 復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、公営住宅等の空家の活用や仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。
- ウ. 住宅の建築・補修等を行う被災者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく災害復興住宅資金の融資等に関して必要な支援を行う。

7. 各種支援情報の提供

被災中小企業等に対する援助や、被災者の自立に関する支援制度について、広く住民に広報するとともに、総合的な相談窓口を設置する。

また、町外へ避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

8. 災害復興基金の設立等

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討する。

9. 精神保健支援対策

被災者の精神的な不安を取り除くために精神保健相談所を設け、精神的支援を行う。

--